

令和8年度 水 防 計 画

江戸川水防事務組合

目 次

第1章 総則

1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	4
1.4 水防計画の作成及び変更	6
1.5 安全配慮	7

第2章 水防組織

2.1 江戸川水防事務組合の水防組織	9
--------------------	---

第3章 重要水防箇所

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報	10
4.2 洪水予報河川における洪水予報	13
4.3 水位周知河川における水位到達情報	17
4.4 水防警報	18
4.4.1 安全確保の原則	18
4.4.2 洪水時の河川に関する水防警報	18

第5章 水位等の観測、通報

5.1 水位の観測、通報	20
--------------	----

第6章 気象予報等の情報収集

第7章 排水機場

7.1 排水機場の報告及び連絡	22
7.2 排水機場の施設概要	22

第8章 通信連絡

8.1 災害時優先通信の取扱い	23
8.2 その他の通話施設の使用	23

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材	24
9.2 輸送の確保	25

第10章 水防活動

10.1 水防配備	26
10.2 巡視及び警戒	28
10.3 水防作業	29
10.4 緊急通行	29
10.5 警戒区域の指定	29
10.6 避難のための立退き	30
10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	30

10.8	水防配備の解除	32
第11章 水防信号、水防標識等		
11.1	水防信号	33
11.2	水防標識	34
11.3	身分証票	34
第12章 協力及び応援		
12.1	河川管理者の協力及び援助	35
12.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	36
12.3	警察官の援助要求	36
12.4	住民、自主防災組織等との連携	36
第13章 費用負担と公用負担		
13.1	費用負担	37
13.2	公用負担	37
第14章 水防報告等		
14.1	水防記録	39
14.2	水防報告	39
第15章 水防訓練		
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置		
16.1	構成市町の対応	41
16.2	洪水対応	41
16.2.1	浸水想定区域の指定状況	41
16.2.2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	42
16.2.3	洪水ハザードマップ	42
16.2.4	予想される水災の危険の周知等	42
16.2.5	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	42
16.2.6	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	43
16.2.7	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	43
16.2.8	浸水被害軽減地区	43
第17章 水防協力団体		
17.1	水防協力団体の指定	44
17.2	水防協力団体の業務	44
17.3	水防協力団体の水防団等との連携	44
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	44

令和8年度江戸川水防事務組合水防計画

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体たる江戸川水防事務組合が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、次の河川の区域に対する洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

河川名	区 域	距離	管轄県土整備 事務所	管轄河川 事務所
江戸川 右 岸	自 春日部市西親野井 346 番地 5 地先 至 三郷市高州 4 丁目 149 番地 1 地先	32 km	越谷県土整備 事務所	江戸川河川 事務所

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

（２）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

（３）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（第 2 条第 3 項）。

（４）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

（５）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

（６）水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

（７）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3

項)。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県の知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警

戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の指示の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(18) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(21) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、

指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）

- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ⑨予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑫警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑬警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑰避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑱水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑲（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑳（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ㉑水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉒水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉔水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉕消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ④洪水予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）
- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

③氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

（5）気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（6）居住者等の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

（7）水防協力団体の義務

①堤防等決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、埼玉県知事に届け出るものとする。

（2）水防協議会の設置

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

水防協議会の構成は、次の代表者をもって組織する。

会 長	江戸川水防事務組合管理者	
委 員	国土交通省	江戸川河川事務所 江戸川河川事務所庄和出張所 江戸川河川事務所運河出張所 江戸川河川事務所三郷出張所 江戸川河川事務所中川出張所
	埼玉県	東部地域振興センター 越谷県税事務所 草加保健所 越谷県土整備事務所 総合治水事務所 中川下水道事務所 春日部警察署 吉川警察署
	組合市町	春日部市 松伏町 吉川市 春日部市消防本部 吉川松伏消防組合消防本部 三郷市消防本部 春日部市消防団 松伏町消防団 吉川市消防団 三郷市消防団

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

＜水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項＞

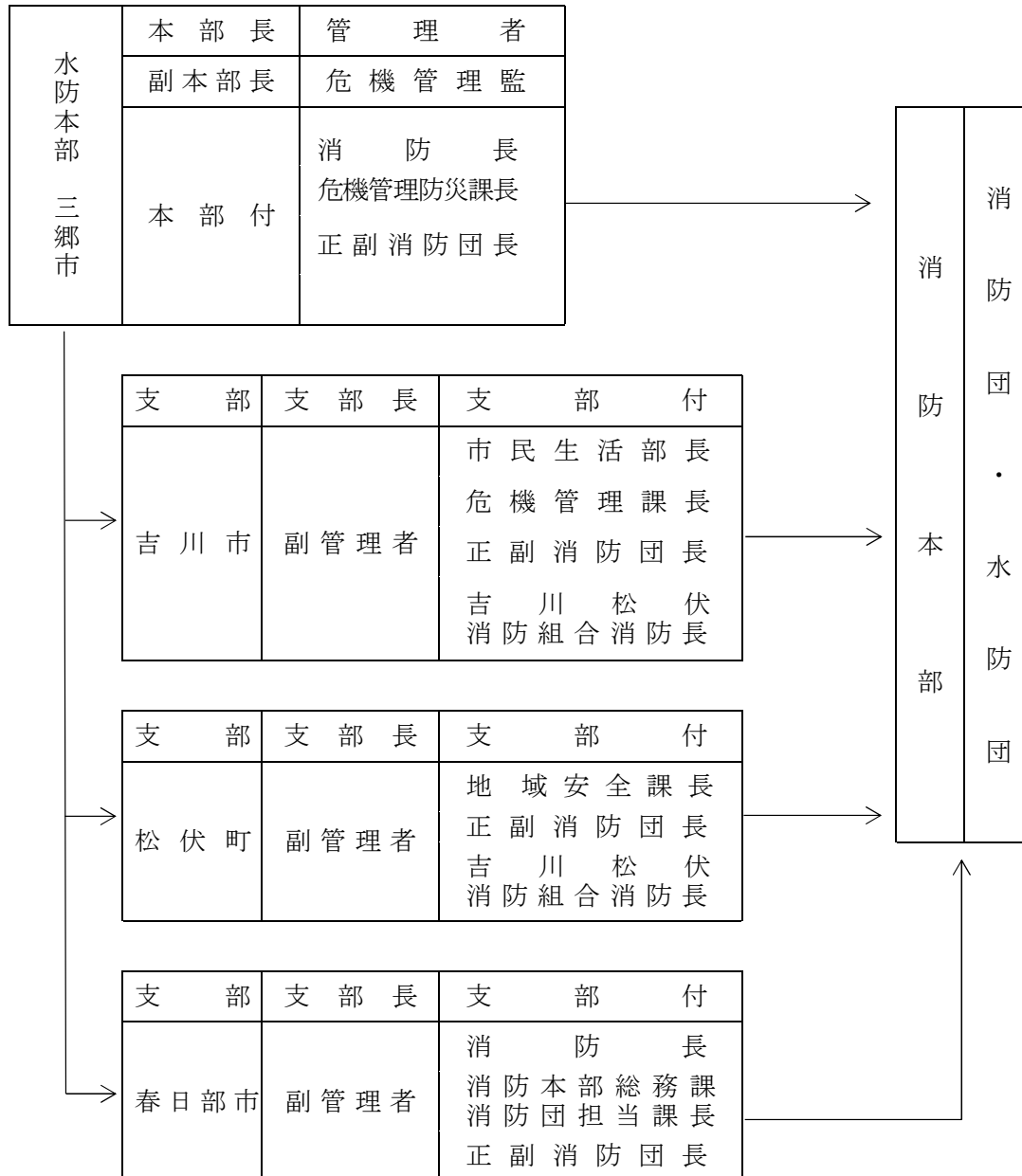
- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

2.1 江戸川水防事務組合の水防組織

水防に関する警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水のおそれがなくなったと認められるときまで、三郷市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。



本部長は、水防本部及び支部を設置した時はその旨を次の機関へ連絡するものとする。

機 関 名	連 絡 先
国土交通省江戸川河川事務所	0 4 (7 1 2 5) 7 3 3 2 災害対策室直通
埼玉県越谷県土整備事務所	0 4 8 (9 6 4) 5 2 2 1

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料2のとおりであり、水防区域内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が水防区域内に到達する設定箇所は、資料4のとおりである。

また樋門、樋管等の一覧は、資料3のとおりである。

県管理河川の重要水防箇所については、河川管理者等との合同点検に水防団も参加するなど、水防団との重要水防箇所に係る情報共有を図ることが望ましい。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

熊谷地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合

レベル2 大雨注意報発表基準

一 次 細 分 区 域	市 町 村 等 を ま と め た 地 域	市町村等	表 面 雨 量 指 数 基 準	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)
南部	南東部	三郷市	11	大場川流域＝9.1	大場川流域＝（5, 6.8） 中川流域＝（10, 24.3）
		吉川市	10	大場川流域＝5.2	大場川流域＝（8, 4.0） 中川流域＝（8, 18.5） 江戸川流域＝（8, 10.8）
		松伏町	13	—	大落古利根川流域＝（10, 14.2）
		春日部市	12	中川流域＝17.0 会之堀川流域＝6.3 隼人堀川流域＝6.5 倉松川流域＝9.6	新方川流域＝（6, 6.0） 大落古利根川流域＝（9, 10.2） 中川流域＝（6, 17） 会之堀川流域＝（6, 5.4） 隼人堀川流域＝（6, 6.5） 倉松川流域＝（6, 9.6）
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。 ※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域＝△△, 〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。基準が設定されていない市町村等については、その欄を「—」で示している。					

レベル3大雨警報発表基準

一次 細分 区域	市町村等 をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数 基準	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)
南部	南東部	三郷市	18	大場川流域＝11.4	大場川流域＝（16，7.5）
		吉川市	17	大場川流域＝6.5	大場川流域＝（8，6.3） 中川流域＝（14，20.6）
		松伏町	17	—	大落古利根川流域＝（10，15.8）
		春日部市	17	中川流域＝21.3 会之堀川流域＝7.9 隼人堀川流域＝8.2 倉松川流域＝12.0	大落古利根川流域＝（9，11.3） 会之堀川流域＝（14，6.0） 隼人堀川流域＝（9，7.4）
【備考】					
※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。					
※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。					
※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。					
※欄中、「〇〇川流域＝△△，〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。基準が設定されていない市町村等については、その欄を「—」で示している。					

レベル4大雨危険警報発表基準

一 次 細 分 区域	市町村等 をまとめ た地域	市町村等	表 面 雨 量 指数基準	流域雨量指数基準
南部	南東部	三郷市	40	大場川流域＝12.5
		吉川市	38	大場川流域＝7.2
		松伏町	38	—
		春日部市	38	中川流域＝23.4 会之堀川流域＝8.7 隼人堀川流域＝9.0 倉松川流域＝13.2
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。				

※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。
基準が設定されていない市町村等については、その欄を「―」で示している。

レベル5大雨特別警報発表基準

一 次 細 分 区 域	市町村等 をまとめ た地域	市町村等	表 面 雨 量 指数基準	流域雨量指数基準
南部	南東部	三郷市	60	大場川流域＝15.6
		吉川市	57	大場川流域＝9.0
		松伏町	57	—
		春日部市	57	中川流域＝29.3 会之堀川流域＝10.9 隼人堀川流域＝11.3 倉松川流域＝16.5
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。 ※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 基準が設定されていない市町村等については、その欄を「—」で示している。				

(2) 警報等の伝達経路及び手段（気象・洪水に関する注意報・警報）

伝達経路及び手段は、資料1のとおり。

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
レベル2 氾濫注意報	・基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル3 氾濫警報	・基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル4 氾濫危険警報	・基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル5 氾濫発生情報	・氾濫が発生したとき ・氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル2 氾濫注意報 （警報解除）	・レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル2 氾濫注意報解除	・レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域 (資料7)

河川	基準地点	実 施 区 域		発表を行う者
		左 岸	右 岸	
江戸川	西関宿 野 田	利根川の分派点から 海まで (旧川を除く)	利根川の分派点から 海まで (旧川を除く)	関東地方 整備局 江戸川 河川事務所
※参考 中川	吉 川	埼玉県北葛飾郡松伏町 大字下赤岩字内膳堀内下 1647 の 1 地先から 東京都葛飾区 高砂 2 丁目 55 の 3 地先まで	埼玉県北葛飾郡松伏町大字 下赤岩字大落向 937 の 1 地先から 東京都葛飾区 青戸 2 丁目 623 の 1 地先まで	

②洪水予報の対象となる基準観測所 (資料7)

河川名	区域	観測所	水防団 待機水位 (指定水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒 水位) (m)	氾濫 発生水位 (警戒水位) (m)	水位標零 点 高
江戸川	利根川の分派点 から海まで (旧川を除く)	西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	11.10	YP. +8.500m
		野 田	4.60	6.30	8.50	9.10	11.30	YP. +3.500m
※参考 中川		吉 川	3.30	3.60	4.30	4.70	5.20	AP. 0.000m

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
江戸川	国土交通省関東地方整備局、気象庁大気海洋部
※参考 中川	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、 熊谷地方気象台、気象庁大気海洋部

④洪水予報の発表形式

発表形式は、様式1のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

予報区域名	洪水浸水想定区域
江戸川	五霞町、幸手市、杉戸町、野田市、流山市、松戸市、市川市、松伏町、吉川市、三郷市、葛飾区、江戸川区、さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、久喜市、船橋市、浦安市、足立区
※参考 中 川	松伏町、吉川市、葛飾区、三郷市、越谷市、草加市、八潮市、足立区、江戸川区

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

伝達経路及び手段は、資料１のとおり。

(２) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域
※参考 中川	右岸 春日部市牛島１３２３－１地先（倉松川合流点）から 北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通１８７６－１地先まで 左岸 春日部市下柳１１６７地先から 北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上１６７２－１地先まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒水位)
※参考 中川	牛島	春日部市 藤塚	A.P5.20m	A.P5.85m	A.P6.15m	A.P6.25m

③洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
※参考 中川	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方气象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、様式１のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
※参考 中川	春日部市、越谷市、吉川市、三郷市、松伏町

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

伝達経路及び手段は、資料 1 のとおり。

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル 3 氾濫警戒情報）（氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル 2 氾濫注意情報の解除）を含む。）、レベル 5 氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
レベル 2 氾濫注意情報	・ 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル 3 氾濫警戒情報	・ 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル 4 氾濫危険情報	・ 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル 5 氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫発生水位に到達したとき
レベル 2 氾濫注意情報解除	・ レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険情報、レベル 3 氾濫警戒情報又はレベル 2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

①水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、様式 2 のとおり。

②水位到達情報の伝達経路及び手段

伝達経路及び手段は、資料 1 のとおり。

4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.4.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待機	1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。 また水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。

解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域（資料8）

河川名	基準水位 観測所	区 域		発表を 行う者
		左 岸	右 岸	
江戸川	西関宿	自：幹川分派点 至：千葉県野田市岡田 1084 地先	自：幹川分派点 至：埼玉県春日部市新宿新田 100 番の 1 地先	関東地方 整備局 江戸川 河川事務所
	野 田	自：千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 地先 至：千葉県流山市木 8 番の 2 地先	自：埼玉県北葛飾郡松伏町 築比地 2539 番の 1 地先 至：埼玉県三郷市高州四丁目 149 地先	
※参考 中川	吉 川	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字 下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先 至：大場川合流点	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字 下赤岩字大落向 937 番 1 地先 至：圀川合流点	

②水防警報の対象となる基準観測所（資料8）

河川名	区域	観測所	水防団 待機水位 (指定水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒 水位) (m)	計画高 水位 (m)
江戸川	利根川分 派点から 海まで (旧川を 除く)	西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	9.121
		野 田	4.60	6.30	8.50	9.10	9.341
※参考	中川	吉 川	3.30	3.60	4.30	4.70	4.750

③水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
江戸川	西関宿	江戸川河川事務所
	野田	
※参考 中 川	吉川	江戸川河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、様式 3 のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 1 のとおり。

第5章 水位等の観測、通報

5.1 水位の観測、通報

(1) 水位観測所

江戸川水防事務組合が関係する水位観測所は、江戸川河川事務所が管理する西関宿と野田の 2 箇所である。

(2) 水位の通報

本部長又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（指定水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報する。

(3) 水位の把握

本部長は、増水が始まったとき以後は、常に国土交通省江戸川河川事務所と連絡を保ち、水位を把握する。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 <https://www.jma.go.jp/>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報



(3) 潮位・波高

気象庁

・潮位観測情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contents=tidelevel>

・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4) 土砂

埼玉県

・埼玉県土砂災害警戒情報システム

パソコン・スマートフォン <https://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/>

第7章 排水機場

7.1 排水機場の報告及び連絡

排水機場の所管事務所は、排水機場を稼働した場合、内水排除用排水機場について稼働開始、流入開始時、毎正時及び終了時にその状況を水防本部に報告するものとする。

国土交通省所管の排水機場について、水防本部はその状況について緊密な連絡を取らなければならない。

7.2 排水機場の施設概要

1 県管理排水機場(内水排除用排水機場)

番号	排水機場名	河川名	排出先	箇所	所管事務所	操作事務所 (委託先)	排水能力 (m^3/s)	施設状況 (m^3/s)
1	大場川下流排水機場	大場川	江戸川	三郷市	越谷	三郷市 (委託)	35.0	$5\text{m}^3/\text{s} \times 1$ $15\text{m}^3/\text{s} \times 2$
2	大場川上流排水機場	大場川	江戸川	三郷市	越谷	三郷市 (委託)	40.0	$10\text{m}^3/\text{s} \times 2$ $20\text{m}^3/\text{s} \times 1$

2 国土交通省管理排水機場

番号	排水機場名	河川名	排出先	箇所	所管事務所	排水能力 (m^3/s)	施設状況 (m^3/s)
1	三郷排水機場	中川 (三郷放水路)	江戸川	三郷市	江戸川 河川事務所	200	$50\text{m}^3/\text{s} \times 3$ $30\text{m}^3/\text{s} \times 1$ $20\text{m}^3/\text{s} \times 1$
2	庄和排水機場	中川・倉松川 大落古利根川 幸松川 (外郭放水路)	江戸川	春日部市	江戸川 河川事務所	200	$50\text{m}^3/\text{s} \times 4$

第8章 通信連絡

8.1 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.2 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

(1) 埼玉県警察本部通信施設

- *使用の範囲は、水防事務であって緊急、非常の時で他に適当な連絡方法がないときに限る。
- *通信方法は、埼玉県警察本部経由で河川砂防課を呼び出すこと。
- *使用の方法は、原則としてその通信内容を書面又は口頭で示し、警察官に通信方法を依頼すること。但し、質疑を伴うような複雑なものの呼出しは警察官が行い、内容は水防機関が行うこと。
- *駐在所等で警察官が不在のとき警察電話を使用するときは、家族の指示を受けて自ら通信すること。
- *警察通信の使用については、管轄警察署長又は県本部にその都度申し出のうえ、警察固有の事務に支障なき範囲内において使用すること

(2) 熊谷气象台通信施設

(3) 国土交通省関東地方整備局通信施設

(4) 東日本旅客鉄道株式会社通信施設

(5) 東京電力株式会社通信施設

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備基準

おおむね堤防延長 2 km に対し 1 棟の割合で水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次表に示す資器材を備蓄するよう努めるものとする。

〈標準資機材表〉

資材	のこぎり	掛矢	スコップ	シャベル	照明器具	斧	鎌	縄	むしろ 筵	木材	鉄線	予備土	竹	土のう
数量	4	10	30	3	5	10	kg 200	枚 100	本 4	kg 50	若干	本 15	袋 600	

(2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

(3) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省江戸川河川事務所長又は埼玉県越谷県土整備事務所長の承認を受けるものとする。

(4) 組合の現有施設及び備蓄資器材

① 水防倉庫

	設 置 場 所	建築面積	建築年度
1	春日部市西金野井 1 0 4 3 番地 1	1 3 m ²	平成 8 年
2	松伏町築比地 2 0 7 5 番地 4	1 3 m ²	平成 1 0 年
3	吉川市吉屋 5 2 5 番地 9	1 3 m ²	平成 1 1 年
4	三郷市鷹野 1 丁目 4 9 5 番地	1 3 m ²	平成 1 3 年
5	三郷市茂田井 1 2 8 5 番地 1	1 5 m ²	平成 1 6 年
6	三郷市田中新田 2 7 3 番地 4	1 5 m ²	平成 2 2 年
7	松伏町大字金杉字舟戸 4 7 8 番地 2	1 4 m ²	平成 2 3 年
8	春日部市上吉妻字根水 8 3 3 番地 1	1 4 m ²	平成 2 7 年

② 備蓄資器材

保管市町 資材名	鋸	掛 矢	鉄 ハン マー	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	斧	丸 太	鉄 杭	P P ロ ー プ (巻)	土 の う (袋)	1 t土 の う (袋)	ペ ン チ	発 電 機	コ ー ド リ ー ル	照 明 具	排 水 ポン プ	ゴ ム ボ ー ト	バン セン kg
春日部市	8	28	8	60	15	7	50	630	24	12,900	120	3	1	2	5	1	1	150
松伏町	10	18	11	58	12	12	28	230	16	3,700	60	2	1	5	5	0	1	20
吉川市	5	13	7	30	5	10	40	548	0	3,800	60	2	1	5	4	1	1	100
三郷市	13	30	9	60	8	6	70	652	16	10,300	180	4	2	6	10	7	1	56
現有量	36	89	35	208	40	35	188	2,060	56	30,700	420	11	5	18	24	9	4	326

* 樹木、竹、土等の資材の場所、数量も、あらかじめ把握しておくものとする。

9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、構成市町の地域防災計画において緊急輸送道路等の輸送経路を定めておくものとする。

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 非常配備

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

第 1 種別及び発令基準

種 別		基 準	水 防 事 項
準 備 体 制		・水防警報の「待機」又は「準備」が伝達されたとき。 ・江戸川の水位が水防団待機水位（西関宿 4.50m、野田 4.60m）に達し、なお上昇の恐れがあるとき。 ・非常体制第 1 配備を解除したとき。	・水防に関する情報連絡 ・水防資器材の整備点検 ・通信及び輸送の確保 ・その他水防活動上必要と認める事項
非 常 体 制	第 1 配備	・水防警報の「出動」が伝達されたとき。 ・江戸川の水位が氾濫注意水位（西関宿 6.10m、野田 6.30m）に達したとき。 ・非常体制第 2 配備を解除したとき。	・重要水防箇所の巡視
	第 2 配備	・江戸川の氾濫注意水位を越えて、なお上昇の恐れがあるとき。 ・非常体制第 3 配備を解除したとき。	・指示事項に基づく活動 ・堤防の巡視
	第 3 配備	・組合管内に相当な被害が発生する恐れがあり、本部長が必要と認めたとき。	・万全な水防体制をとる

第 2 配備要員

		本部長 支部長	本部付 支部付	消防団員 水防団員	団 員 数 (令和 8 年 4 月 1 日)
準備体制			各 1	分団長 以 上	三 郷 市 282 名 吉 川 市 258 名 松 伏 町 93 名 春日部市 181 名 計 814 名
非 常 体 制	第 1 配備	副本部長 1	全 員	1/3 の団員	
	第 2 配備	全 員	全 員	1/2 の団員	
	第 3 配備	全 員	全 員	全 員	

＊ 第 3 配備後、なお増員を必要とする場合は、本部長は適宜に各支部長に出動命令を発令する。

(2) 水防団の非常配備

①水防区域の水防団出動区分 (資料9)

河川名	市町名	水防区域	延長 (km)	担当 分団
江戸川	春日部市	支部付		
		杉戸・春日部境 ↳ 宝珠花橋	1.2	13
		宝珠花橋 ↳ 下吉妻地先	1.8	9
		下吉妻地先 ↳ 小平地先	1.6	10
		小平地先 ↳ 金野井大橋	1.4	11
		金野井大橋 ↳ 江戸川鉄橋	1.3	14
		江戸川鉄橋 ↳ 春日部・松伏境	1.34	12
	松伏町	支部付		
		春日部・松伏境 ↳ 松伏・吉川境	4.8	1～7
	吉川市	支部付		
		松伏・吉川境 ↳ 鍋小路地先	3.7	1～4
		鍋小路地先 ↳ 平方新田地先	2.5	5, 6 10, 11
		平方新田地先 ↳ 吉川・三郷境	2.44	7, 8, 9 12, 13

河川名	市町名	水防区域	延長 (km)	担当 分団
江戸川	三郷市	支部付		
		吉川・三郷境 ↳ 流山橋	2.6	1, 6
		流山橋 ↳ 老人福祉センター	2.0	2, 5
		老人福祉センター ↳ 三郷・葛飾境	5.3	3, 4

※ 必要に応じて分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることがあるものとする。

②水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
指示	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

（１）平常時

管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者（以下「河川の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第１２章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるもの

とする。

この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所(第3章参照)を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、越谷県土整備事務所長及び河川の管理者に連絡し、越谷県土整備事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料5のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全が確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

(1) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属

する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。なお、警察官がこの職権を行った場合は、速やかに、その旨を水防管理者に通知するものとする。

(2) 警戒区域の指定の要求

警戒区域の指定に係る要求は、様式４－１によって行うものとする。但し緊急の場合は、電話連絡によるものとし、後日文書を提出する。

(3) 水防管理者への通知

警戒区域の指定に係る措置実施状況を水防管理者に通知する方法は、様式４－２のとおりとする。

10.6 避難のための立退き

(1) 立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 警察署長への通知

水防管理者が避難のための立退きを指示した場合の警察署長への通知は、様式４－３によって行うものとする。

(3) 越谷県土整備事務所長への報告

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を越谷県土整備事務所長に速やかに報告するものとする。

(4) 避難計画の作成

水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路、その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライ

ドダウンを行わない) 高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない(第4章参照)。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

通 報 区 域			通報 責任者	受報 責任者	通 信 連 絡 方 法	
河川 名	岸 別	区 域			基 本 系	予 備 系
江戸川	右岸	埼玉県春日部市 管内堤防	江戸川水防 事務組合 管理者	江戸川河川 事務所長	加入電話で 直接連絡する	加入電話で庄 和出張所経由 で連絡する
〃	〃	埼玉県北葛飾郡 松伏町管内堤防	〃	〃	〃	〃
〃	〃	埼玉県吉川市 管内堤防	〃	〃	〃	加入電話で運 河出張所経由 で連絡する
〃	〃	埼玉県三郷市 管内堤防	〃	〃	〃	加入電話で三 郷出張所経由 で連絡する
※参考 中川	左右岸	埼玉県吉川市、 松伏町管内堤防	吉川市及び 松伏町 管理者	〃	〃	加入電話で中 川出張所経由 で連絡する
	左岸	埼玉県三郷市 管内堤防	三郷市 管理者	〃	〃	加入電話で三 郷出張所経由 で連絡する

通報先の関係市町村については、河川の管理者が氾濫(決壊又は溢流)想定地点(例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点)ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理し、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、越谷県土整備事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

(3) 解除基準

種 別		基 準
準 備 体 制		・水防警報の「待機」又は「準備」の解除通報が伝達されたとき。 ・江戸川の水位が水防団待機水位（西関宿 4.50m、野田 4.60m）を下回り、上昇する恐れがないとき。
非 常 体 制	第 1 配備	・水防警報の「出動」が解除されたとき。 ・江戸川の水位が氾濫注意水位（西関宿 6.10m、野田 6.30m）を下回ったとき。 ・非常体制第 1 配備から非常体制第 2 配備に移ったとき。
	第 2 配備	・江戸川の水位が氾濫注意水位を越えているが、上昇する恐れがないとき。 ・非常体制第 2 配備から非常体制第 3 配備に移ったとき。
	第 3 配備	・被害が拡大する恐れがなく、本部長が第 3 配備をとる必要がないと認めたとき。

第 11 章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイレン信号 (余いん防止符)	事 項
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○－休止 ○－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、資料6のとおりである。

11.3 身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する職員の身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第	号	身分証明書		
		住	所	
		氏	名	
		職	名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。				
1	交付	年	月	日
2	有効期限	年	月	日から
		年	月	日まで
		年	月	日
江戸川水防事務組合 管理者				印

(裏)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第 12 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者等との合同点検に水防団も参加するなど、水防団との重要水防箇所に係る情報共有を図ることが望ましい。

(1) 国土交通省関東地方整備局長

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ③ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- ④ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ⑤ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑦ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- ① 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- ② 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ③ 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- ④ 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

(2) 埼玉県知事

河川管理者埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- ② 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定ごとの氾濫到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合

には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

- ③ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、河川管理者による関係者及び一般への周知
- ④ 重要水防箇所の手点検の実施
- ⑤ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑦ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して、必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は、水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき、水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資器材等についても、当該区域において調達することの不可能な資器材については、つとめて併用の便を図るものとする。

12.3 警察官の援助要求

（1）警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

（2）警察官への援助要求の方法

警察官の出動を求める方法は、様式4-4により行うものとする。

12.4 住民、自主防災組織等との連携

水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

水防に要する費用は、法第 41 条により当組合が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団 〇〇部長	
氏 名	
上記のものに 〇〇区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任した	
ことを証明する。	
年 月 日	
江戸川水防事務組合	
管理者	

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書				
第	号			
種	類	員	数	
使	用	収	用	処 分
年	月	日		
江戸川水防事務組合 管理者				
事務取扱者				
殿				
印				

(4) 損失補償

本組合は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防報告は、法第 47 条第 1 項、第 2 項に基づき報告を求めるものである。

西関宿、野田及び吉川基準水位観測所の水防警報「出動」発令時からは水防状況についての情報を、次により報告する。

(1) 報告先

市町名	江戸川関係連絡先	中川関係連絡先
三郷市	国土交通省 三郷出張所 048(952)7015 埼玉県越谷県土整備事務所 048(964)5221	国土交通省 三郷出張所 048(952)7015 埼玉県越谷県土整備事務所 048(964)5221
吉川市	国土交通省 運河出張所 04(7152)0102 埼玉県越谷県土整備事務所 048(964)5221	国土交通省 中川出張所 048(962)2634 埼玉県越谷県土整備事務所 048(964)5221
松伏町	国土交通省 庄和出張所 048(746)7524 埼玉県越谷県土整備事務所 048(964)5221	国土交通省 中川出張所 048(962)2634 埼玉県越谷県土整備事務所 048(964)5221
春日部市	国土交通省 庄和出張所 048(746)7524 埼玉県越谷県土整備事務所 048(964)5221	

(2) 報告様式

①水防活動実施報告（様式 5－1）

- ・水防活動の開始時と終結時に報告する。
- ・亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告する。
- ・破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第、報告する。

②活動内容報告（様式 5－2）

- ・水防活動の終結時に報告する。

第 15 章 水防訓練（資料5）

毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市町が主催する水防研修や関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

月 日	河川名	実施場所	関係県土整備事務所	作業種目
5 月下旬	江戸川	管理区域内 江戸川右岸堤防	越谷県土整備事務所	水防工法 一般

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 構成市町の対応

本章に掲げる事項については、水防法第15条に基づき、江戸川水防事務組合構成市町において、各市町地域防災計画で対応するものとする。

16.2 洪水対応

16.2.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省は、江戸川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域 公表 HP アドレス	関係市町村	作成主体
江戸川	H29. 7. 20	https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa_index008.html	五霞町、さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町、市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、浦安市、足立区、葛飾区、江戸川区	国土交通省
中川 綾瀬川	H29. 7. 20	https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa_index008.html	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、足立区、葛飾区、江戸川区	国土交通省

16.2.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
 - ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地

下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む))でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

④その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

16.2.3 洪水ハザードマップ

市町村長は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.2.4 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、町中の看板・電柱等への掲示等により公表し、住民等に周知している。

16.2.5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定め

る事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.2.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.2.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.2.8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第 17 章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

様式

様式 1	洪水予報発表様式	4 5
様式 2	水位到達情報の通知の発表様式	4 9
様式 3	水防警報発表文	5 0
様式 4－1	警戒区域の指定要求書	5 3
様式 4－2	警戒区域の設定結果通知書	5 4
様式 4－3	立退き避難等指示報告書	5 5
様式 4－4	警察官出動要請書	5 6
様式 5－1	水防活動実施報告書	5 7
様式 5－2	活動内容報告	5 8

資料

資料 1	警報等の伝達経路及び手段（気象・洪水に関する注意報・警報）	5 9
資料 2	重要水防箇所評定基準	6 0
資料 3	樋門、樋管等の一覧表	6 2
資料 4	重要水防箇所一覧表	6 6
資料 5	水防工法一覧表	8 0
資料 6	水防標識	8 4
資料 7	洪水予報実施区域図	8 5
資料 8	水防警報区域図	8 6
資料 9	江戸川水防事務組合区間図	8 7

附 録

附録 1	水防法	8 8
------	-----	-----

様式1

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3 相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報（警戒レベル3 相当情報）				
新着・更新	新着・更新	更新	新着	
	基準観測所名	〇〇	△△	
	対象河川	〇〇川	〇〇川	
	警戒レベル（ ）相当	3	2	
	水位又は流量	現況 3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)	
		予測		
更新	〇〇市	3	-	
更新	△△市	3	2	
新着	〇〇町	-	2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位（m）	00日						
			00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
			X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当									
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m								
	氾濫危険水位 X.XX m								
	避難判断水位 X.XX m								
	氾濫注意水位 X.XX m								
	ゼロ点高 FI=X.XX m								

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 E1=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクマップ



イメージ

浸水アヒ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

No.	標 題	見 出 し	主 文
10	〇〇川レベル2氾濫注意報解除	〇〇川では、氾濫注意水位を下回る	〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」を下回りました。
20	〇〇川レベル2氾濫注意報(警報解除) (警戒レベル2情報)	〇〇川では、氾濫注意水位を上回る水位が続く見込み	【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
20	〇〇川レベル2氾濫注意報(警報解除) (警戒レベル2情報)	〇〇川では、避難判断断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「避難判断断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
21	〇〇川レベル2氾濫注意報 (警戒レベル2情報)	〇〇川では、避難判断断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「避難判断断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
22	〇〇川レベル2氾濫注意報 (警戒レベル2情報)	〇〇川では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
23	〇〇川レベル2氾濫注意報 (警戒レベル2情報)	〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。
30	〇〇川レベル3氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)	〇〇川では、避難判断断水位を上回る水位が続く見込み	【警戒レベル3相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「避難判断断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
32	〇〇川レベル3氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)	〇〇川では、当分の間、避難判断断水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル3相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、当分の間、「避難判断断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
33	〇〇川レベル3氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)	〇〇川では、避難判断断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル3相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「避難判断断水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
34	〇〇川レベル3氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)	〇〇川では、避難判断断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル3相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
35	〇〇川レベル3氾濫警報 (警戒レベル3相当情報)	〇〇川では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル3相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
42	〇〇川レベル4氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)	〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
43	〇〇川レベル4氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)	〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり	【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
45	〇〇川レベル4氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)	〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり	【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
52	〇〇川レベル5氾濫特別警報／氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)	〇〇川では、氾濫が発生中 氾濫発生箇所：〇〇川●●市●●地区(△△岸)	【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
53	〇〇川レベル5氾濫特別警報／氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)	〇〇川では、氾濫が発生 氾濫発生箇所：〇〇川●●市●●地区(△△岸)	【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
54	〇〇川レベル5氾濫特別警報／氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)	〇〇川では、氾濫しているおそれ 氾濫のおそれがある区間：〇〇川●●市●●地区(△△岸) 受け持ち区間	【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
62	〇〇川レベル5氾濫特別警報／氾濫発生情報 (氾濫水の予報) (警戒レベル5相当情報)	〇〇川では、氾濫が続く 氾濫発生箇所：〇〇川●●市●●地区(△△岸)	【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

- * 52、53、54、62をPDF形式で発表する場合には、気象庁の「レベル5氾濫特別警報」とともに発表となるため、「レベル5氾濫特別警報／氾濫発生情報」となることに留意する
- * 52、53、62の見出し文及び本文の「氾濫」がの前には状況に応じて選択した、決壊による「決壊による洪水による、密閉のどこかが記載される。
- * 堤防損傷、施設機能支障などにより氾濫していると認められた場合は、53の見出し・本文にその旨を記載する。
- * 氾濫発生水位に到達せず破壊したことを覚知した場合は、前頁を参考し54を発表後、速やかに箇所を特定し、53を発表する。
- * 62については、当面、利根川上流部、利根川中流部及び阿武隈川下流以外で実施しない。

様式2

知事が行う水位情報通知および周知発表文

川 氾濫危険情報

(水位情報通知)

第 号

埼玉県 県土整備部 河川砂防課 発表

発表日時 令和 年 月 日 時 分

発表河川

発表基準
観測所

発表内容

____日____時____分に____mを記録し、

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達しました。

水防法第13条第2項に基づき、通知（周知）します。

市町村長が発表する避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〔参考〕 発表基準観測所の水位設定

氾濫危険水位 _____m

避難判断水位 _____m

様式3

※「情報種別」より選択
→「待機」、「準備」、「出動」、
「解除」

正規

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 江戸川河川事務所発表
(第〇号)

(見出し)

〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関出動

※（見出し）（現況）及び（発表）文
は別紙「水防警報発表文」を参照

(現況)

〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）の水位は、〇〇日 〇〇時 〇〇分
現在 〇〇mです。

(発表)

水防機関は出動してください。

(水防警報発表状況)

江戸川河川事務所水防警報発表状況									
新 着 ・ 更 新	新着・更新		新着						
	基準観測所	谷古字	西関宿	野田	大谷口 新田	松戸	吉川	高砂	
	対象河川	綾瀬川	江戸川	江戸川	坂川	江戸川	中川	中川	
	水防警報発表状況								
	鎌倉郡五鑫町	-		-	-	-	-	-	
	春日部市	-			-	-	-	-	
	草加市		-	-	-	-		-	
	越谷市		-	-	-	-		-	
	久喜市	-		-	-	-	-	-	
	八潮市		-	-	-	-		-	
	三郷市	-			-	-		-	
	幸手市	-		-	-	-	-	-	
	喜川市	-			-	-		-	
	北葛飾郡杉戸町	-		-	-	-	-	-	
	北葛飾郡松伏町	-			-	-		-	
	市川市	-	-	-	-		-	-	
	松戸市	-	-					-	
	野田市	-			-	-	-	-	
	柏市	-	-		-	-	-	-	
	流山市	-					-	-	
	浦安市	-	-	-	-		-	-	
	足立区		-	-	-	-	-	-	
	葛飾区	-	-	-	-			-	
	江戸川区	-	-	-	-		-	-	

(参考)

〇〇川 〇〇基準観測所 (〇〇市)

(受け持ち区間は〇〇川 左岸：〇〇〇〇から〇〇〇〇、右岸：〇〇〇〇から〇〇〇〇)

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面

<https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&nrcd=2127900016>

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン

<https://fll.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=83>

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ

<https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=139.776111100&y=36.090277800&z=13>



川の防災情報
水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 江戸川河川事務所 災害対策室 電話：04-7125-7332

別紙「水防警報発表文」

(現況)

〇〇川の△△水位観測所(▲▲市)の水位は、**日**時**分現在**.****mです。

〇〇川の△△水位観測所(▲▲市)の水位は、	水防団待機水位	、	に達し、上昇しています。
	氾濫注意水位		を横ばいの状態です。
	避難判断水位		を下降しています。
	氾濫危険水位		
〇〇川の△△水位観測所(▲▲市)の水位は、	水防団待機水位		を上回る見込みです。
	氾濫注意水位		程度の見込みです。
	避難判断水位		を下回る見込みです。
	氾濫危険水位		

(被害状況)

〇〇地先の堤防に漏水が発生する恐れがあります。

〇〇地先の〇〇に〇〇が発生する恐れがあります。

(発表)

水防機関は	待機
	準備
	出動
	厳重に警戒
	引き続き注意
	体制を強化
水防警報を解除します。	

※上記 ☐ は、選択し発表を行う。

様式4-1

江水発第 号
年 月 日

〇〇警察署長 様

江戸川水防事務組合管理者
(〇〇市・町扱い)

警戒区域の指定要求書

水防法第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり要求します。

記

1. 警戒区域の設定期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

2. 警戒区域の設定範囲

〇〇市〇〇丁目〇〇番地先から～～まで

3. 措置の内容（該当するものに丸印）

立ち入り禁止

立ち入り制限

退去命令

※連絡先

〇〇市 〇〇部 〇〇課 担当：

電話： FAX：

メール：

様式4-2

発 号
年 月 日

江戸川水防事務組合管理者 様
(〇〇市・町扱い)

〇〇警察署長

警戒区域の設定結果通知書

〇〇年〇〇月〇〇日江水発第〇〇号による警戒区域の指定要求につきまして、
下記のとおり実施しましたので通知します。

記

1. 警戒区域の設定期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

2. 警戒区域の設定範囲

〇〇市〇〇丁目〇〇番地先から～～まで

3. 措置の内容（該当するものに丸印）

立ち入り禁止

立ち入り制限

退去命令

※連絡先

〇〇警察署 〇〇課 担当：

電話：

FAX：

様式4-3

江水発第 号
年 月 日

〇〇警察署長 様

江戸川水防事務組合管理者
(〇〇市・町扱い)

立退き避難等指示報告書

水防法第29条の規定により、下記の通り報告します。

記

指示日時	年 月 日 時 分
避難情報の種別 (該当するものに丸印)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 警戒レベル5 緊急安全確保
立退き避難を求める 地域と世帯・人数	〇〇市〇〇丁目〇〇世帯〇〇人
避難所の開設情報 (所在地)	〇〇地区センター 〇〇学校 (住所) 〇〇市〇〇丁目〇〇番地 ※数が多い場合は別紙とする

※連絡先

〇〇市 〇〇部 〇〇課 担当：
電話： FAX：
メール：

様式4-4

江水発第 号
年 月 日

〇〇警察署長 様

江戸川水防事務組合管理者
(〇〇市・町扱い)

警察官出動要請書

水防法第 22 条の規定により、下記の通り出動を要求します。

記

1. 災害の状況及び援助を要請する事由
2. 援助を必要とする期間
3. 援助を希望する人員・車両等の概要
 - (1) 人員
 - (2) 車両等の種類
4. 援助を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域
 - (2) 活動内容
5. その他参考となるべき事項

※連絡先

〇〇市 〇〇部 〇〇課 担当：
電話： FAX：
メール：

様式5－1

水防活動実施報告書 第 報

年 月 日

水防管理団体名
課所名
作成者
連絡先

出水の概況	川 水位 m 雨量 mm			
水防実施箇所	川 左岸・右岸 市 地先			
日時	自 月 日 時 ・ 至 月 日 時			
出動人員(人)	水防団員	消防団員	その他	合 計
水防作業の概況及び工法	作業準備 ・ 作業開始 ・ 作業中 ・ 作業完了			
被害箇所	堤防 ・ 高水敷 ・ 水門 ・ 樋管 ・ その他()			
被害状況及び水防の状況	亀裂 ・ 漏水 ・ 法崩れ ・ 越水 ・ 溢水 ・ 破堤 ・ 洗掘 ・ その他()			
	原因は() ・ 調査中 ・ 不明)			
	今後、(大幅に拡大する ・ 拡大する ・ 小規模にとどまる ・ 調査中 ・ 不明)と見込まれる			
使用資機材			住民の協力	
			死傷者	
避難情報の発令状況				

- 注 1 各水防管理団体は、水防を行った箇所毎に作成すること。
 2 各水防管理団体は、速やかに所管県土整備事務所を経由して知事に報告すること。
 3 平面図、横断図等は適宜添付すること。

令和〇〇年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要 (例)

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

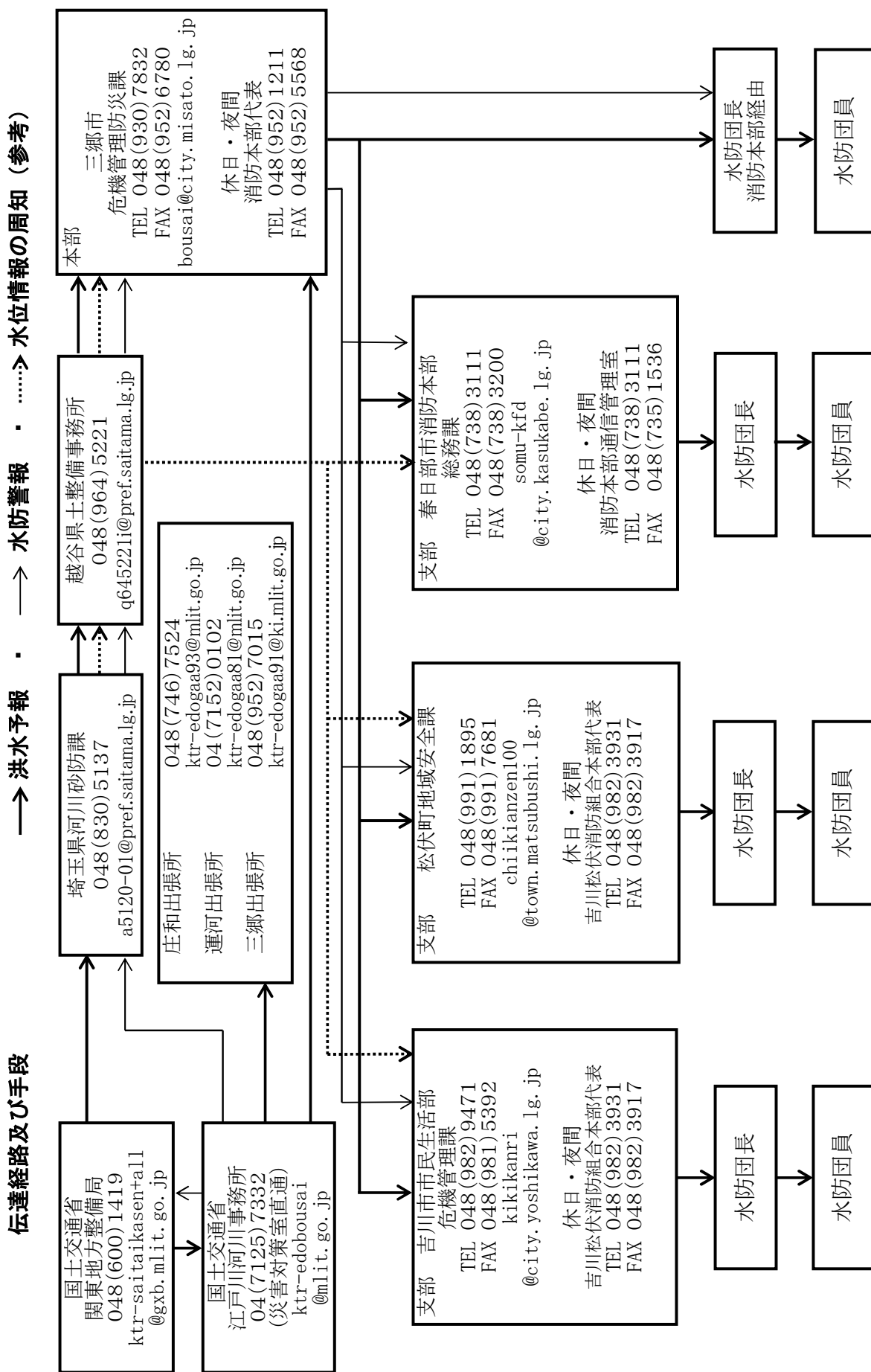
水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図



重要水防箇所評定基準

危険度認定基準

種 別	水 防 上 最 も 重 要 な 区 間 A	水 防 上 重 要 な 区 間 B	要 注 意 区 間
越水	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	漏水の履歴はあるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	水 防 上 最 も 重 要 な 区 間 A	水 防 上 重 要 な 区 間 B	要 注 意 区 間
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所 で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

資料3

樋門、樋管等の一覧表

河川名	名 称	位 置	km 杭	管 理 者	操作担当者	電 話	備 考
江戸川	庄 和 浄 水 場 排水樋管	右岸 春日部市新宿新田	43.0 k 下 15m	埼玉県知事	庄 和 浄 水 場 職員	048 (746)4411	
	庄 和 浄 水 場 取水樋管	右岸 春日部市新宿新田	43.5 k 下 180m	〃	〃	〃	
	松 道 排水樋管	右岸 春日部市東中野	44.0 k 上 250m	春日部市長	春日部市 河川課 職員	048 (736)1111	
	谷 頭 排水樋管	右岸 春日部市西金野井	45.0 k 上 250m	〃	〃	〃	
	新 宮 橋 排水樋管	右岸 春日部市西金野井	45.0 k 上 250m	〃	〃	〃	
	金 野 井 樋 管	右岸 春日部市 西金野井	46.5 k 上 150m	埼玉県知事	埼玉県農 村整備計 画センタ ー職員 葛西・羽生 島中領土 地改良区 連合職員	048 (541)2728 0480 (47)381 1	
	新 田 排水樋管	右岸 北葛飾郡松伏町 築比地	41.0 k 下 143m	国土交通大臣	松伏町 まちづくり整 備課職員	048 (991)1823	電動
	山 王 排水樋管	右岸 北葛飾郡松伏町 築比地	41.5 k 下 115m	〃	〃	〃	〃
	鹿 島 排水樋管	右岸 北葛飾郡松伏町 築比地	42.0 k 上 12m	〃	〃	〃	〃
	大場川上流 排水樋管 (大場川上流 排水機場)	右岸 三郷市茂田井	26.0 k 下 200m	埼玉県知事	三郷市 河川課職員	048 (953)1111	三郷市 へ委託
	金町浄水場 放流施設	右岸 三郷市市助	25.0 k 下 142m	東京都知事	金町浄水場 職員	03 (3607)3106	
	三郷浄水場 取水施設	右岸 三郷市新和	24.5 k	〃	〃	〃	
	大場川下流 排水樋管 (大場川下流 排水機場)	右岸 三郷市 鷹野 1 丁目	22.5 k 下 55m	埼玉県知事	三郷市 河川課職員	048 (953)1111	三郷市 へ委託
三郷放水路	三 郷 排水機場	江戸川右岸 三郷市新和	23.5 k 上 200m	国土交通大臣	三 郷 出 張 所職員	048 (952)7015	
	三 郷 排水樋管	江戸川右岸 三郷市新和	23.5 k 上 200m	〃	〃	〃	

河川名	名 称	位 置	km 杭	管 理 者	操作担当者	電 話	備 考
三 郷 放 水 路	連絡水門	左岸 三郷市新和	0.0 k 下 70m 機場呑口部	国土交通大臣	三郷出張 所職員	048 (952)7015	
	大場川 第二水門	第二大場川左岸 三郷市新和 第二大場川左岸	0.0 k 下 15m 0.0 k 下 16m	〃	〃	〃	
	大場川伏越	右岸 三郷市新和 左岸	0.0 k 上 194m 0.0 k 上 193m	〃	〃	〃	
	大場川水門	左岸 三郷市新和	0.0 k 上 205m	〃	〃	〃	
	大場川伏越 水門上流	左岸	0.0 k付近	〃	〃	〃	
	大場川伏越 水門下流	右岸	0.0 k付近	〃	〃	〃	
	三郷水門	中川左岸 三郷市栄	21.5 k 上 159m	〃	〃	〃	
	東和第一 排水樋管	左岸 三郷市栄	1.5 k 上 40m	三郷市長	三郷市 河川課職員	048 (953)1111	
	東和第二 排水樋管	右岸 三郷市栄	1.5 k 上 25m	〃	〃	〃	
	八丁堀 排水樋管	左岸 三郷市新和	0.52 k	〃	〃	〃	
中 川	戸ヶ崎第1 排水樋管	左岸 三郷市戸ヶ崎	19.6 k 上 57m	〃	〃	〃	
	戸ヶ崎第2 排水樋管	左岸 三郷市戸ヶ崎	19.8 k 上 50m	〃	〃	〃	
	戸ヶ崎第3 排水樋管	左岸 三郷市戸ヶ崎	20.0 k 上 100m	〃	〃	〃	
	中川流域 下 水 道 放流樋管	左岸 三郷市戸ヶ崎	21.0 k 上 70m	埼玉県知事	中川下水道 事務所職員	048 (952)9080	
	政右エ門込	左岸 三郷市栄	21.4 k	三郷市長	三郷市 河川課職員	048 (953)1111	
	東京都水 道局中川 取水施設	左岸 三郷市谷口	22.3 k 上 55m	東京都知事	金町浄水場 職員	03 (3607)3106	
	弁 天 排水樋管	左岸 三郷市谷口	22.3 k 上 75m	国土交通大臣	三郷市 河川課職員	048 (953)1111	
	花 和 田 排水樋管	左岸 三郷市花和田	22.7 k 上 85m	〃	〃	〃	
	彦 次 郎 排水樋管	左岸 三郷市彦江	23.5 k 上 30m	〃	〃	〃	

河川名	名 称	位 置	km	杭	管 理 者	操作担当者	電 話	備 考
中	道 路 排水樋管	左岸 三郷市彦江	23.7 k	20m	三 郷 市 長	〃	〃	
	下水道中央 幹線管渠	左岸 三郷市彦江	23.7 k	60m	埼 玉 県 知 事	中川下水道事務所 職員	048 (952)9080	
	本 郷 寺 排水樋管	左岸 三郷市番匠免	24.1 k	上 10m	国土交通大臣	三郷市 河川課職員	048 (953)1111	
	上 口 排水樋管	左岸 三郷市上口	24.7 k	上 30m	〃	〃	〃	
	治郎右エ門 排水樋管	左岸 三郷市彦倉	25.1 k	上 50m	〃	〃	〃	
	彦 野 排水樋管	左岸 三郷市彦野	25.5 k	上 20m	〃	〃	〃	
	下 河 原 排水樋管	左岸 三郷市天神	25.9 k		〃	〃	〃	
	上 彦 名 排水樋管	左岸 三郷市上彦名	26.0 k	上 80m	〃	〃	〃	
	第 2 揚 水 機 取水樋管	左岸 三郷市彦川戸	26.2 k	20m	葛西用水路 土地改良区 理 事 長	葛西用水路土地改良区職員	0480 (47)3811	
	中 堰 排水樋管	左岸 三郷市上彦名	26.5 k	上 13m	国土交通大臣	三郷市 河川課職員	048 (953)1111	
川	内 田 排水樋管	左岸 三郷市彦音	27.3 k	上 40m	〃	〃	〃	
	塔 端 排水樋管	左岸 吉川市高久	28.5 k	上 53m	〃	吉川市 河川下水道課職員	048 (982)5111	
	吉川共保 排水樋管	左岸 吉川市木壳	29.8 k	上 60m	吉 川 市 長	〃	〃	
	中 島 排水樋管	左岸 吉川市保	30.3 k	下 20m	〃	〃	〃	
	川 端 排水樋管	左岸 吉川市平沼	30.5 k	下 41m	〃	〃	〃	
	吉 川 排水管②	左岸 吉川市平沼	30.7 k	上 70m	〃	〃	〃	
	平 沼 排水樋管	左岸 吉川市吉川	31.0 k	下 135m	〃	〃	〃	
	吉 川 排水管①	左岸 吉川市平沼	31.3 k	上 40m	〃	〃	〃	
	木 壳 落 第 1 樋管	左岸 吉川市川藤	32.2 k		吉川市旭土 地 改 良 区 理 事 長	吉川市旭土地改良区職員	048 (991)8351	

河川名	名 称	位 置	km 杭	管 理 者	操作担当者	電 話	備 考
中 川	下八間堰 樋 管	左岸 吉川市川藤	32.2 k 上 62m	吉川市旭土 地 改 良 区 理 事 長	吉川市旭土 地 改 良 区職員	048 (991)8351	
	須 賀 排水樋管	右岸 吉川市須賀	32.1 k 上 25m	吉 川 市 長	吉川市河 川下水道 課職員	048 (982)5111	

令和8年度
直轄河川重要水防箇所調書

令和8年2月
江戸川河川事務所

様式-2
令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：汎危険水位設定箇所

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重 要 な る 理 由	担当水防団体	担当土木事務 所	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級	左 岸	地 先 名	杆 杭 位 置 (K, m)						
江戸川河川 事務所	29	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市西親野井	52.0k 上371m 51.0k 上157m	1007.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	30	江右	江戸川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	B	右	埼玉県 春日部市西親野井	51.0k 上157m 50.5k 上206m	273.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養 月の輸工
江戸川河川 事務所	31	江右	江戸川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 春日部市西宝珠花	50.5k 上317m	1箇所	宝珠花橋	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	
江戸川河川 事務所	32	江右	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 春日部市西宝珠花	50.5k 上301m	1箇所	宝珠花橋歩道橋	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	
江戸川河川 事務所	33	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市西親野井	50.5k 上206m 49.5k 上434m	738.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	34	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市上吉妻	49.5k 上434m 49.5k 上139m	295.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	35	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市西親野井	49.5k 上139m 49.5k 上65m	74.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	36	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市西親野井	47.0k 上224m 47.0k 上211m	13.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	37	江右	江戸川	越水 (溢水) 新堤防	要注	右	埼玉県 春日部市西親野井	47.0k 上211m 47.0k 上162m	49.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸小平地先堤防整備工事 (R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	38	江右	江戸川	越水 (溢水) 新堤防	B	右	埼玉県 春日部市西親野井	47.0k 上162m 46.5k 上458m	440.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 4・5 江戸川右岸小平地先堤防整備工事 (R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	39	江右	江戸川	越水 (溢水) 新堤防	B	右	埼玉県 春日部市西親野井	46.5k 上458m 46.5k 上362m	96.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸小平地先堤防整備工事 (R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	40	江右	江戸川	新堤防	要注	右	埼玉県 春日部市西親野井	46.5k 上362m 46.5k 上327m	35.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸小平地先堤防整備工事 (R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	シート張り工
江戸川河川 事務所	41	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市西金野井	46.0k 上110m 46.0k 上419m	308.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	42	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市西金野井	45.5k 上518m 45.5k 上500m	18.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	43	江右	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 春日部市西金野井	45.5k 上475m	1箇所	金野井大橋	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	
江戸川河川 事務所	44	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市西金野井	45.5k 上439m 44.0k 上465m	1245.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	45	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市新宿新田	44.0k 上465m 44.0k 上241m	224.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	46	江右	江戸川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 春日部市新宿新田	44.0k 上442m	1箇所	東武鉄道江戸川橋梁	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	
江戸川河川 事務所	47	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市東中野	44.0k 上241m 44.0k 上103m	138.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	48	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市新宿新田	44.0k 上103m 43.5k 上106m	663.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	49	江右	江戸川	(重点) 越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市東中野	43.5k 上106m 43.0k 上352m	287.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸小平地先堤防整備工事 (R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	50	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市新宿新田	43.0k 上352m 43.0k 上40m	312.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	51	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 春日部市東中野	43.0k 上40m 42.5k 上43m	301.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	52	江右	江戸川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字築 比地	42.5k 上43m 40.5k 上123m	1959.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養
江戸川河川 事務所	53	江右	江戸川	越水 (溢水) 堤体漏水	B	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字築 比地	40.5k 上123m 40.0k 上105m	543.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の状況の生じるおそれがある箇所	江戸川水防事務組合	越谷県土整備 県所	江戸川上流出 県所	積み土養 シート張り工

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一 覧表													凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所 番号に○：汎用危険水位設定箇所			
事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左岸 右岸	重要水防箇所			延長 (m)	重 要 な る 理 由	担当水防団体	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地 名	軒 杭 位 置 (K, m)	相 当 土 木 事 務 所							
江戸川河川 事務所	54	江右 40-2	江戸川	(重点) 越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	40.0k 上105m 39.5k 上184m	417.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R6江戸川右岸金杉地先堤防整備工事(R7.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 シート張り工			
江戸川河川 事務所	55	江右 39-1	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.5k 上184m 39.5k 上142m	42.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R5県道越谷・野田線金杉地	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 シート張り工			
江戸川河川 事務所	56	江右 39-2	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.5k 上142m 39.5k 上105m	37.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R5県道越谷・野田線金杉地	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 シート張り工			
江戸川河川 事務所	57	江右 39-3	江戸川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.5k 上105m 39.0k 上452m	303.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R5県道越谷・野田線金杉地先堤防工事(R7.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 シート張り工			
江戸川河川 事務所	58	江右 39-4	江戸川	越水(溢水)	B	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.0k 上452m 39.0k 上410m	42.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 野田橋	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養			
江戸川河川 事務所	59	江右 39-5	江戸川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.0k 上413m	1箇所	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養			
江戸川河川 事務所	60	江右 39-6	江戸川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.0k 上410m 39.0k 上394m	16.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 旧川跡の堤防	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 月の輪工			
江戸川河川 事務所	61	江右 39-7	江戸川	越水(溢水) 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.0k 上394m 39.0k 上351m	43.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R5県道越谷・野田線金杉地先堤防工事(R7.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 月の輪工			
江戸川河川 事務所	62	江右 39-8	江戸川	越水(溢水) 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.0k 上351m 39.0k 上206m	145.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸上内川地先堤防整備他工事(R6.3) R5県道越谷・野田線金杉地先堤防工事(R7.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 シート張り工 月の輪工			
江戸川河川 事務所	63	江右 39-9	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.0k 上206m 39.0k 上76m	130.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸上内川地先堤防整備他工事(R6.3) R5県道越谷・野田線金杉地先堤防工事(R7.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 シート張り工 月の輪工			
江戸川河川 事務所	64	江右 39-10	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町大字金杉	39.0k 上70m 39.0k	76.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸上内川地先堤防整備他工事(R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	江戸川上流出 張所	積み土養 シート張り工 月の輪工			
江戸川河川 事務所	65	江右 38-1	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字上内川	39.0k 38.5k 上525m	29.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸上内川地先堤防整備他工事(R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	運河出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工			
江戸川河川 事務所	66	江右 38-2	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字上内川	38.5k 上525m 38.5k 上520m	5.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸上内川地先堤防整備他工事(R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	運河出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工			
江戸川河川 事務所	67	江右 38-3	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字上内川	38.5k 上520m 38.5k 上111m	409.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸上内川地先堤防整備他工事(R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	運河出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工			
江戸川河川 事務所	68	江右 38-4	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字上内川	38.5k 上111m 38.0k 上365m	193.0 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸上内川地先堤防整備他工事(R6.3)	江戸川水防事務組合	越谷県土整備	運河出張所	積み土養 シート張り工			

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：汎用危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重 要 な る 理 由	担当水防団体	担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	杆 杭 位 置 (K, m)							
江戸川河川事務所	69	江右	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	埼玉県 吉川市大字上内川	38.0k 上365m 38.0k 上314m	51.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R 4・5 江戸川右岸上内川地先堤防整備工事(R6.3) R 5 県道越谷・野田線金杉地味理道橋上工事(R7.3)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
江戸川河川事務所	70	江右	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	埼玉県 吉川市大字上内川	38.0k 上314m 38.0k 上261m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R 4・5 江戸川右岸上内川地先堤防整備工事(R6.3)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
江戸川河川事務所	71	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 吉川市大字上内川	38.0k 上261m	661.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 7 江戸川右岸下内川地先堤防整備工事(R8.3)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養	
江戸川河川事務所	72	江右	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字上内川	37.0k 上423m 37.0k 上417m	6.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 7 江戸川右岸下内川地先堤防整備工事(R8.3)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
江戸川河川事務所	73	江右	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	埼玉県 吉川市大字下内川	37.0k 上417m 37.0k 上322m	385.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R 7 江戸川右岸下内川地先堤防整備工事(R8.3)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
江戸川河川事務所	74	江右	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	埼玉県 吉川市大字下内川	37.0k 上322m 37.0k	32.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
江戸川河川事務所	75	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 吉川市大字下内川	37.0k 36.0k 上92m	816.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 6 江戸川右岸八子新田地先堤防整備工事(R8.2)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養	
江戸川河川事務所	76	江右	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字下内川	36.0k 上92m 35.5k 上370m	319.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 6 江戸川右岸八子新田地先堤防整備工事(R8.2)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
江戸川河川事務所	77	江右	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字八子新田	35.5k 上370m 35.5k 上364m	6.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 6 江戸川右岸八子新田地先堤防整備工事(R8.2)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
江戸川河川事務所	78	江右	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	埼玉県 吉川市大字八子新田	35.5k 上364m 35.5k 上151m	213.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工	
江戸川河川事務所	79	江右	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	埼玉県 吉川市大字八子新田	35.5k 上151m	184.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	シート張り工 月の輪工	
江戸川河川事務所	80	江右	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 吉川市大字八子新田	35.0k 上451m 35.0k 上459m	1箇所	玉養橋	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	月の輪工	
江戸川河川事務所	81	江右	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	右	埼玉県 吉川市大字鍋小路	35.0k 上451m 35.0k 上440m	11.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	シート張り工 月の輪工	
江戸川河川事務所	82	江右	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字鍋小路	35.0k 上440m 35.0k 上393m 35.0k 上340m	47.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸八子新田地先堤防整備工事(R6.3) R 5 江戸川右岸深井新田地先外堤防整備工事(R7.3) 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	シート張り工 月の輪工	
江戸川河川事務所	83	江右	江戸川	新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字鍋小路	35.0k 上393m 35.0k 上340m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸八子新田地先堤防整備工事(R6.3) R 5 江戸川右岸深井新田地先外堤防整備工事(R7.3) 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	シート張り工 月の輪工	
江戸川河川事務所	84	江右	江戸川	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字鍋小路	35.0k 上340m 35.0k 上228m	112.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸八子新田地先堤防整備工事(R6.3) R 5 江戸川右岸深井新田地先外堤防整備工事(R7.3)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工	
江戸川河川事務所	85	江右	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字深井新田	35.0k 上228m 35.0k 上161m	67.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 4 江戸川右岸八子新田地先堤防整備工事(R6.3) R 5 江戸川右岸深井新田地先外堤防整備工事(R7.3)	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表															凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所 番号に○：氾濫危険水位設定箇所	
様式-2	事務所名	図面 対象 番号	河川名	重要度			左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		想定される 水防工法	
				種別	階級			地名	杆杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所	国土交通省 担当出張所		
	江戸川河川事務所	86 江右	35-10	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 吉川市大字深井新田	35.0k 上161m 34.0k	1152.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養	
	江戸川河川事務所	87 江右	33-1	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 吉川市大字平方新田	34.0k 上361m 33.0k 上361m	639.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養	
	江戸川河川事務所	88 江右	33-2	江戸川	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字平方新田	33.0k 上361m 33.0k 上290m	71.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 5 江戸川右岸平方新田地先 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工	
	江戸川河川事務所	89 江右	33-3	江戸川	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 吉川市大字平方新田	33.0k 上290m 33.0k 上164m	126.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R 5 江戸川右岸平方新田地先 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工	
	江戸川河川事務所	90 江右	33-4	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字平方新田	33.0k 上164m 33.0k 上5m	159.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 月の輪工	
	江戸川河川事務所	91 江右	33-5	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字吉屋	33.0k 上5m 33.0k	5.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 月の輪工	
	江戸川河川事務所	92 江右	32-1	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 吉川市大字吉屋	33.0k 上236m 32.0k	700.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養	
	江戸川河川事務所	93 江右	32-2	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 吉川市大字加藤	32.0k 上236m 30.5k 上236m	1553.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養	
	江戸川河川事務所	94 江右	30-1	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 吉川市大字三輪野江	30.5k 上236m 30.0k	651.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養	
	江戸川河川事務所	95 江右	30-2	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 吉川市大字三輪野江	30.5k 上203m	1箇所	常警自動直道江戸川橋梁（下り）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所		
	江戸川河川事務所	96 江右	30-3	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 吉川市大字三輪野江	30.5k 上187m	1箇所	常警自動直道江戸川橋梁（上り）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所		
	江戸川河川事務所	97 江右	29-1	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉県 吉川市大字三輪野江	30.0k 上82m 29.5k	357.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	蓮河出張所	積み土養 月の輪工	
	江戸川河川事務所	98 江右	29-2	江戸川	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 三郷市田中新田	29.5k 上82m 29.5k 上17m	65.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 三郷流山橋新設に関する関連工事 ※全体工事名なし（65.12） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工	
	江戸川河川事務所	99 江右	29-3	江戸川	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	埼玉県 三郷市田中新田	29.5k 上17m 29.0k 上120m	126.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	シート張り工 月の輪工	
	江戸川河川事務所	100 江右	29-4	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 三郷市田中新田	29.0k 上186m	1箇所	三郷流山橋	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所		
	江戸川河川事務所	101 江右	29-5	江戸川	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉県 三郷市田中新田	29.0k 上120m 29.0k 上56m	64.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 三郷流山橋新設に関する関連工事 ※全体工事名なし（65.12） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工 月の輪工	
	江戸川河川事務所	102 江右	29-6	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉県 三郷市田中新田	29.0k 上56m 27.5k	1498.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 月の輪工	
	江戸川河川事務所	103 江右	27-1	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市早稲田3丁目	27.0k 上241m 27.0k	389.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養	
	江戸川河川事務所	104 江右	27-2	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	埼玉県 三郷市早稲田3丁目	27.0k 上241m 26.5k 上434m	275.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 流山橋	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工	
	江戸川河川事務所	105 江右	27-3	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 三郷市早稲田3丁目	27.0k 上13m	1箇所	流山橋	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所		
	江戸川河川事務所	106 江右	27-4	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 三郷市早稲田3丁目	27.0k 上3m	1箇所	流山橋入道橋	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所		
	江戸川河川事務所	107 江右	26-1	江戸川	堤体漏水	B	右	埼玉県 三郷市早稲田3丁目	26.5k 上434m 26.5k 上365m	69.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	シート張り工	
	江戸川河川事務所	108 江右	26-2	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 三郷市早稲田3丁目	26.5k 上367m	1箇所	北武蔵野線江戸川橋梁	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所		

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：汎用危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左岸 別	右岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	担当水防団体	県及び市町村	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級			地名	杆杭位置 (K, m)						
江戸川河川 事務所	109	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市三郷1丁目	埼玉県 三郷市三郷1丁目	26.5k 上363m 25.0k 上295m	1564.0 1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	110	江右	江戸川	工作物	B	右	埼玉県 三郷市三郷1丁目	埼玉県 三郷市三郷1丁目	25.0k 上329m		つくばエクスプレス江戸川橋梁	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	
江戸川河川 事務所	111	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市岩野木	埼玉県 三郷市岩野木	25.0k 上295m 25.0k 上285m	10.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	112	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市幸房	埼玉県 三郷市幸房	25.0k 上285m 25.0k 上280m	5.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	113	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市幸房	埼玉県 三郷市幸房	25.0k 上280m 25.0k 上251m	29.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	114	江右	江戸川	越水（溢水）	B 要注	右	埼玉県 三郷市幸房	埼玉県 三郷市幸房	25.0k 上251m 24.5k 上452m	378.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 月の輪工
江戸川河川 事務所	115	江右	江戸川	越水（溢水）	B 要注	右	埼玉県 三郷市市助	埼玉県 三郷市市助	24.5k 上452m 24.5k	452.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 月の輪工
江戸川河川 事務所	116	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市新和2丁目	埼玉県 三郷市新和2丁目	24.5k 23.5k 上318m	636.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	117	江右	江戸川	越水（溢水）	B 要注	右	埼玉県 三郷市新和2丁目	埼玉県 三郷市新和2丁目	23.5k 上318m 23.5k 上301m	17.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	118	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市新和2丁目	埼玉県 三郷市新和2丁目	23.5k 上301m 23.5k 上212m	89.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 下能力不足	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	119	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市新和2丁目	埼玉県 三郷市新和2丁目	23.5k 上212m 23.0k 上415m	227.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	120	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市新和2丁目	埼玉県 三郷市新和2丁目	23.0k 上415m 23.0k 上413m	2.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 下能力不足	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	121	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市新和4丁目	埼玉県 三郷市新和4丁目	23.0k 上413m 22.5k 上25m	1117.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	122	江右	江戸川	越水（溢水）	B 要注	右	埼玉県 三郷市新和4丁目	埼玉県 三郷市新和4丁目	22.5k 上25m 22.5k 上22m	3.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	123	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	22.5k 上22m 22.0k 上416m	131.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	124	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	22.0k 上416m 21.0k 上437m	869.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 下能力不足	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	125	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	21.0k 上437m 21.0k 上355m	82.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	126	江右	江戸川	越水（溢水）	B	右	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	埼玉県 三郷市鷹野1丁目	21.0k 上355m 20.0k	1439.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	127	江右	江戸川	越水（溢水）	B 要注	右	埼玉県 三郷市高州4丁目	埼玉県 三郷市高州4丁目	20.0k 上320m 19.5k 上320m	172.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	江戸川水防事務所組合	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 月の輪工

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：記憶危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	担当水防団体	県及び市町村	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種	別		地	先						
江戸川河川 事務所	1	中右	33-1	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町 大字下赤岩	33.5k 上190m 33.0k 上275m	317 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	松伏町	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	2	中右	33-2	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 北葛飾郡松伏町 大字下赤岩	33.0k 上330m	1箇所	松伏町	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	3	中右	33-3	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市大字増森	33.0k 上149m 33.0k	149 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	4	中右	32-1	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市大字増森	33.0k 上374m 32.5k	138 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 旧川跡の堤防	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養 月の働工
江戸川河川 事務所	5	中右	32-2	中川	(重点) 越水(溢水)	A 要注	右	埼玉県 吉川市大字川藤	32.5k 上374m 32.5k 上323m	51 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 旧川跡の堤防	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養 月の働工
江戸川河川 事務所	6	中右	32-3	中川	(重点) 越水(溢水)	A 要注	右	埼玉県 吉川市大字川藤	32.5k 上323m 32.0k 上464m	347 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	7	中右	32-4	中川	(重点) 越水(溢水)	B	右	埼玉県 吉川市大字須賀	32.0k 上464m 32.0k 上415m	49 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	8	中右	32-5	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 吉川市大字須賀	32.0k 上423m	1箇所	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	9	中右	32-6	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 吉川市大字須賀	32.0k 上415m 32.0k 上83m	332 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	10	中右	32-7	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 吉川市大字川野	32.0k 上83m 31.5k 上323m	224 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	11	中右	31-1	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 吉川市大字川野	31.5k 上323m 31.5k 上277m	51 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	12	中右	31-2	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市大字中島	31.5k 上188m 30.5k 上608m	721 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	13	中右	30-1	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上473m 30.5k 上452m	21 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	14	中右	30-2	中川	(重点) 越水(溢水)	A 要注	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上452m 30.5k 上439m	13 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 築堤後3年未満 R5 中川右岸東町地先堤防整備工事(第66.8)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	15	中右	30-3	中川	(重点) 越水(溢水)	A 要注	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上439m 30.5k 上378m	61 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 築堤後3年未満 R5 中川右岸東町地先堤防整備工事(第66.8)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	16	中右	30-4	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上378m 30.5k 上372m	6 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 【新堤防が未完成のため現堤防評価】	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	17	中右	30-5	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上372m 30.5k 上343m	29 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	18	中右	30-6	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上343m 30.5k 上338m	5 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防が未完成のため現堤防評価】	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	19	中右	30-7	中川	(重点) 越水(溢水)	B	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上338m 30.5k 上270m	68 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	20	中右	30-8	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 越谷市東町二丁目	30.5k 上295m	1箇所	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	21	中右	30-9	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町1丁目	30.5k 上270m 30.0k 上130m	560 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 記憶危険水位設定箇所(吉川磯淵所)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	22	中右	30-10	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町3丁目	30.0k 上130m 29.5k 上145m	439 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	23	中右	29-1	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町5丁目	29.5k 上145m 29.5k 上113m	32 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	24	中右	29-2	中川	(重点) 越水(溢水)	B	右	埼玉県 越谷市東町5丁目	29.5k 上113m 29.5k 上45m	68 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	25	中右	29-3	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	埼玉県 越谷市東町5丁目	29.5k 上45m 29.0k 上97m	434 計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：記号危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地名	科杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川河川事務所	26	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 越谷市東町5丁目	29.0k 上97m 28.5k 上477m	122	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	越谷市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川事務所	27	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 草加市柿木町	28.5k 上251m 28.0k 上3m	795	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	草加市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川事務所	28	中右	中川	越水 (溢水) 工事施工	B 要注意	右	埼玉県 草加市柿木町	28.0k 上3m 27.5k 上370m	107	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (引き堤) が未完成のため現堤防評価】	草加市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川事務所	29	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 草加市柿木町	27.5k 上370m 27.0k 上441m	424	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	草加市	越谷県土整備	中川出張所	積み土養
江戸川河川事務所	30	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	27.0k 上411m 27.0k 上20m	421	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	31	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	26.5k 上464m 26.5k 上171m	293	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (引き堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	32	中右	中川	越水 (溢水)	A	右	埼玉県 八潮市大字八條	26.5k 上171m 26.0k 上176m	499	計算水位と現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (引き堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	33	中右	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 八潮市八条	26.0k 上495m	1箇所	八条橋	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	
江戸川河川事務所	34	中右	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県 八潮市八条	26.0k 上490m	1箇所	八条橋歩道橋	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	
江戸川河川事務所	35	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	26.0k 上176m 25.5k 上195m	473	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	36	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	25.5k 上99m 24.0k 上492m	1119	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	37	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	24.0k 上492m 22.5k 上131m	1934	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	38	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	22.5k 上131m 22.5k 上22m	109	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	39	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	22.5k 上22m 22.0k 上313m	57	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	40	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	22.0k 上313m 22.0k 上296m	17	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	41	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	22.0k 上296m 22.0k 上52m	244	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	42	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	22.0k 上52m 22.0k	52	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	43	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	22.0k 21.5k 上350m	39	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養
江戸川河川事務所	44	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県 八潮市大字八條	21.5k 上350m 21.5k 上117m	233	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防評価】	八潮市	越谷県土整備	中川下流出張所	積み土養

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：記号危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

様式-2

事務所名	番号	図面 対象	河川名	重要度		左 岸	右 岸	地	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		担当水防団体	担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される		
				種別	階級				先	名			柵杭位置 (K, m)	柵杭位置 (K, m)					柵杭位置 (K, m)	柵杭位置 (K, m)
江戸川河川 事務所	45	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字八條	21.5k 上117m 21.5k 上97m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養	水防工法			
江戸川河川 事務所	46	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字八條	21.5k 上97m 21.0k 上414m	123	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	47	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字木曾根	21.0k 上414m 21.0k 上352m	62	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	48	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字木曾根	21.0k 上352m 20.5k 上401m	397	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	49	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字木曾根	20.5k 上401m 20.5k 上312m	89	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	50	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字木曾根	20.5k 上312m 20.5k 上268m	44	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	51	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字南川崎	20.5k 上268m 20.0k 上414m	372	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	52	中右	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	右	埼玉県	八潮市大字南川崎	20.0k 上414m 20.0k 上388m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	53	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字南川崎	20.0k 上388m 20.0k 上311m	77	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	54	中右	中川	工作物	B	右	埼玉県	八潮市大字伊勢野	20.0k 上375m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	55	中右	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	右	埼玉県	八潮市大字伊勢野	20.0k 上311m 19.5k 上385m	407	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	56	中右	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	右	埼玉県	八潮市大字大願	19.5k 上385m 19.5k	385	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	57	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字大願	19.5k 上505m 19.0k 上505m	27	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	58	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字大願	19.0k 上505m 19.0k 上503m	2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	59	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字大願	19.0k 上160m 19.0k 上106m	54	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	60	中右	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県	八潮市大願	19.0k 上143m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	61	中右	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県	八潮市大願	19.0k 上140m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	62	中右	中川	(重点) 工作物	A	右	埼玉県	八潮市大願	19.0k 上130m	1箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	63	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字大願	19.0k 上106m 19.0k	106	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	64	中右	中川	越水 (溢水)	B	右	埼玉県	八潮市大字古新田	18.5k 上450m 18.5k 上100m	350	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養				
江戸川河川 事務所	65	中右	中川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	埼玉県	八潮市大字新田	18.5k 上100m 18.5k 上5m	95	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 【新堤防 (前出し堤) が未完成のため現堤防防高は計画堤防高未満】	八潮市	越谷県土整備	八潮市	中川下流出張所	積み土養 月の輪工				

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：記号危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由		担当水防団体	担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種	別		地	先							
江戸川河川事務所	4	中左 33-4	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	北葛飾郡松伏町大字下赤岩	181	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	松伏町	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	5	中左 33-5	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	393	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	6	中左 32-1	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	49	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	7	中左 32-2	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	75	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	8	中左 32-3	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	99	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	9	中左 32-4	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	176	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	10	中左 32-5	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	1箇所	新川橋	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	11	中左 32-6	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	1255	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	12	中左 31-1	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字川藤	25	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	13	中左 31-2	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字吉川	289	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	14	中左 30-1	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字平沼	1箇所	吉川橋	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	15	中左 30-2	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字平沼	511	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	16	中左 30-3	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市大字保	740	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	17	中左 30-4	中川	(重点) 越水 (溢水)	B	左	埼玉県	吉川市大字保	1箇所	吉川橋	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	18	中左 29-1	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市木荒2丁	51	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	19	中左 29-2	中川	(重点) 越水 (溢水)	B	左	埼玉県	吉川市木荒2丁目	203	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	20	中左 29-3	中川	(重点) 越水 (溢水)	B	左	埼玉県	吉川市高富1丁目	1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	21	中左 29-4	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	吉川市高富1丁目	25	計算水位が現況堤防高以上 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	22	中左 29-5	中川	(重点) 越水 (溢水)	B	左	埼玉県	吉川市高富1丁目	723	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	23	中左 28-1	中川	(重点) 越水 (溢水)	B	左	埼玉県	吉川市高久1丁目	665	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	吉川市	越谷県土整備	中川出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	24	中左 27-1	中川	(重点) 越水 (溢水)	B	左	埼玉県	三郷市彦糸1丁目	1239	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	25	中左 26-1	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	三郷市上彦名	8	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	26	中左 26-2	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	三郷市上彦名	5	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	27	中左 26-3	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	三郷市上彦名	35	危険箇所 (越水) (記号ブロック毎) 計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状を生じるおそれがある箇所	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	埼玉県	積み土養
江戸川河川事務所	28	中左 26-4	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県	三郷市上彦名	12	危険箇所 (越水) (記号ブロック毎) 計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状を生じるおそれがある箇所	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	埼玉県	積み土養

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：氾濫危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 岸	右 岸	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級			地名	科杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川河川 事務所	29	中左	中川	(重点) 工作物	A	左	左	埼玉県 三郷市上彦名	26.0k 上495m	1箇所	八条橋	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	
江戸川河川 事務所	30	中左	中川	(重点) 工作物	A	左	左	埼玉県 三郷市上彦名	26.0k 上490m	1箇所	八条橋歩道橋	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	
江戸川河川 事務所	31	中左	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	A B 要注	左	左	埼玉県 三郷市上彦名	26.0k 上461m 26.0k 上414m	47	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R6 中川八条橋周辺堤防整備工事(08.3)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 築きまわし シート張り工
江戸川河川 事務所	32	中左	中川	(重点) 越水(溢水) 新堤防	A 要注	左	左	埼玉県 三郷市上彦名	26.0k 上414m 26.0k 上412m	2	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 築堤後3年未満 R6 中川八条橋周辺堤防整備工事(08.3)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	33	中左	中川	(重点) 越水(溢水) 新堤防	A 要注	左	左	埼玉県 三郷市彦川戸1丁目	26.0k 上412m 26.0k 上402m	10	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 築堤後3年未満 R6 中川八条橋周辺堤防整備工事(08.3)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	34	中左	中川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	左	左	埼玉県 三郷市彦川戸1丁目	26.0k 上402m 26.0k 上396m	6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R6 中川八条橋周辺堤防整備工事(08.3)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工
江戸川河川 事務所	35	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市彦川戸1丁目	26.0k 上396m 26.0k 上254m	142	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	36	中左	中川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	左	埼玉県 三郷市彦川戸1丁目	26.0k 上254m 26.0k 上213m	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 築きまわし
江戸川河川 事務所	37	中左	中川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	左	埼玉県 三郷市彦川戸1丁目	26.0k 上213m 26.0k 上195m	118	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 築きまわし
江戸川河川 事務所	38	中左	中川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	左	埼玉県 三郷市彦川戸1丁目	26.0k 上195m 26.0k 上79m	16	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 築きまわし
江戸川河川 事務所	39	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市彦川戸1丁目	26.0k 上79m 26.0k 上76m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	40	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市天神	26.0k 上294m 25.5k 上294m	326	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	41	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市彦野1丁目	25.5k 上294m 25.0k 上543m	300	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	42	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市彦倉1丁目	25.0k 上543m 23.5k 上225m	1690	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	43	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市彦江1丁目	23.5k 上225m 23.0k 上221m	474	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	44	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市花和田	23.0k 上221m 22.0k 上396m	894	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	45	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市谷口	22.0k 上396m 21.5k 上383m	464	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	46	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市栄1丁目	21.5k 上383m 21.5k 上261m	22	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	47	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市栄1丁目	21.5k 上361m 21.5k 上243m	113	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	48	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市栄1丁目	21.5k 上243m 21.5k 上225m	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	49	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市栄1丁目	21.5k 上113m 21.5k 上45m	68	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	50	中左	中川	越水(溢水)	B	左	左	埼玉県 三郷市栄3丁目	21.5k 上45m 21.0k 上106m	468	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養
江戸川河川 事務所	51	中左	中川	越水(溢水) 水衝流掘	B B	左	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	21.0k 上106m 21.0k 上79m	27	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 流掘計算未施工	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	積み土養 シート張り工

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：記号危険水位設定箇所

令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

様式-2

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		担当水防団体	担当土木事務所	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地名	科杭位置 (K, m)								
江戸川河川事務所	52	中左	中川	越水 (溢水) 水衝洗掘	B	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	21.0k 上79m 21.0k 上53m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	国士交通省 三郷出張所	積み土盛り シート張り工
江戸川河川事務所	53	中左	中川	越水 (溢水) 水衝洗掘	B	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	21.0k 上53m 21.0k	53	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り シート張り工
江戸川河川事務所	54	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	21.0k 上424m 20.0k 上242m	603	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	55	中左	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	20.0k 上242m 20.0k 上364m	60	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	56	中左	中川	(重点) 越水 (溢水)	A	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	20.0k 上364m 20.0k 上291m	73	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	57	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	20.0k 上291m 20.0k 上286m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	58	中左	中川	越水 (溢水) 堤体漏水	B	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	20.0k 上286m 20.0k 上186m	100	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り 築きまわし
江戸川河川事務所	59	中左	中川	(重点) 越水 (溢水) 堤体漏水	A B	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	20.0k 上186m 20.0k 上53m	133	計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り 築きまわし
江戸川河川事務所	60	中左	中川	(重点) 越水 (溢水) 堤体漏水	B	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	20.0k 上53m 20.0k	53	危険箇所 (越水) (氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り 築きまわし
江戸川河川事務所	61	中左	中川	越水 (溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	20.0k 上295m 19.5k 上295m	252	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り 築きまわし 月の舗工
江戸川河川事務所	62	中左	中川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	19.5k 上295m 19.5k 上273m	22	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防未満)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り 月の舗工
江戸川河川事務所	63	中左	中川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	左	埼玉県 三郷市戸ヶ崎	19.5k 上273m 19.5k 上131m	142	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	三郷市	越谷県土整備	三郷出張所	三郷出張所	三郷出張所	積み土盛り 月の舗工
江戸川河川事務所	64	中左	中川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	左	埼玉県 八潮市大字大瀬	19.5k 上131m 19.5k	131	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	八潮市	越谷県土整備	八潮出張所	八潮出張所	八潮出張所	積み土盛り 月の舗工
江戸川河川事務所	65	中左	中川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	左	埼玉県 八潮市大字大瀬	19.5k 上265m 19.0k 上243m	176	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防未満)	八潮市	越谷県土整備	八潮出張所	八潮出張所	八潮出張所	積み土盛り 月の舗工
江戸川河川事務所	66	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	埼玉県 八潮市大字大瀬	19.0k 上243m 18.5k 上21m	738	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	八潮市	越谷県土整備	八潮出張所	八潮出張所	八潮出張所	積み土盛り 月の舗工
江戸川河川事務所	67	中左	中川	(重点) 工作物	A	左	埼玉県 八潮市大瀬	19.0k 上143m	1箇所	潮止備置道橋 (上流)	八潮市	越谷県土整備	八潮出張所	八潮出張所	八潮出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	68	中左	中川	(重点) 工作物	A	左	埼玉県 八潮市大瀬	19.0k 上140m	1箇所	潮止備置道橋 (上流)	八潮市	越谷県土整備	八潮出張所	八潮出張所	八潮出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	69	中左	中川	(重点) 工作物	A	左	埼玉県 八潮市大瀬	19.0k 上130m	1箇所	潮止備置道橋 (上流)	八潮市	越谷県土整備	八潮出張所	八潮出張所	八潮出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	70	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	東京都 葛飾区西水元4丁目	18.0k 上334m 17.5k 上266m	551	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設	葛飾出張所	葛飾出張所	葛飾出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	71	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	東京都 葛飾区西水元3丁目	17.5k 上266m 17.0k 上148m	612	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設	葛飾出張所	葛飾出張所	葛飾出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	72	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	東京都 葛飾区西水元3丁目	17.0k 上99m 16.5k 上472m	124	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設	葛飾出張所	葛飾出張所	葛飾出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	73	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	東京都 葛飾区西水元3丁目	16.5k 上372m 16.0k 上237m	610	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設	葛飾出張所	葛飾出張所	葛飾出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	74	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	東京都 葛飾区南水元2丁目	16.0k 上237m 15.5k 上334m	417	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設	葛飾出張所	葛飾出張所	葛飾出張所	積み土盛り
江戸川河川事務所	75	中左	中川	越水 (溢水)	B	左	東京都 葛飾区南水元2丁目	15.5k 上334m 15.5k 上272m	36	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設	葛飾出張所	葛飾出張所	葛飾出張所	積み土盛り

凡例 灰色塗りつぶし：重点箇所
番号に○：記号危険水位設定箇所

様式-2 令和8年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	担当水防団体	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地名	科杭位置 (K, m)				葛飾区	葛飾区		
江戸川河川 事務所	76	中左 15-2	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区南水元1丁目	15.5k 上272m 15.5k 上257m	15	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	想定される	横み土養
江戸川河川 事務所	77	中左 15-3	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区南水元1丁目	15.5k 上231m 15.5k 上180m	51	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	78	中左 15-4	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区南水元1丁目	15.5k 上154m 15.0k 上410m	277	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	79	中左 15-5	中川	越水 (溢水) 新堤防	B 要注	左	葛飾区南水元1丁目	15.0k 上410m 15.0k 上400m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 6 中川左岸新留地先環境整備工事(第82)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養 シート張り工	シート張り工
江戸川河川 事務所	80	中左 15-6	中川	新堤防	要注	左	葛飾区南水元1丁目	15.0k 上400m 15.0k 上394m	6	築堤後3年未満 R 6 中川左岸新留地先環境整備工事(第82)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	シート張り工	シート張り工
江戸川河川 事務所	81	中左 15-7	中川	新堤防	要注	左	葛飾区新宿6丁目	15.0k 上394m 15.0k 上266m	128	築堤後3年未満 R 6 中川左岸新留地先環境整備工事(第82)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	シート張り工	シート張り工
江戸川河川 事務所	82	中左 15-8	中川	越水 (溢水) 新堤防	B 要注	左	葛飾区新宿6丁目	15.0k 上266m 15.0k 上240m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 6 中川左岸新留地先環境整備工事(第82)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養 シート張り工	シート張り工
江戸川河川 事務所	83	中左 15-9	中川	越水 (溢水) 新堤防	B 要注	左	葛飾区新宿6丁目	15.0k 上240m 15.0k 上107m	133	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 6 中川左岸新留地先環境整備工事(第82)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養 シート張り工	シート張り工
江戸川河川 事務所	84	中左 15-10	中川	新堤防	要注	左	葛飾区新宿6丁目	15.0k 上107m 14.5k 上535m	135	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 6 中川左岸新留地先環境整備工事(第82)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	シート張り工	シート張り工
江戸川河川 事務所	85	中左 14-1	中川	越水 (溢水) 新堤防	B 要注	左	葛飾区新宿6丁目	14.5k 上535m 14.5k 上493m	42	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 築堤後3年未満 R 6 中川左岸新留地先環境整備工事(第82)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養 シート張り工	シート張り工
江戸川河川 事務所	86	中左 14-2	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿6丁目	14.5k 上493m 14.5k 上479m	14	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	87	中左 14-3	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿5丁目	14.5k 上450m 14.5k 上253m	197	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	88	中左 14-4	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿5丁目	14.5k 上169m 14.5k 上141m	28	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	89	中左 14-5	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿5丁目	14.5k 上113m 14.5k 上11m	102	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	90	中左 14-6	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿2丁目	14.5k 上11m 14.0k 上251m	217	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	91	中左 14-7	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿2丁目	14.0k 上183m 14.0k 上69m	114	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	92	中左 13-1	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿2丁目	13.5k 上418m 13.5k 上395m	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	93	中左 13-2	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿2丁目	13.5k 上209m 13.5k 上180m	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	94	中左 13-3	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.5k 上70m 13.5k 上263m	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	95	中左 13-4	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.0k 上263m 13.0k 上211m	52	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養
江戸川河川 事務所	96	中左 13-5	中川	越水 (溢水)	B	左	葛飾区新宿1丁目	13.0k 上184m 13.0k 上132m	52	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	葛飾区	東京都第五建設所	中川下流出張所	横み土養	横み土養

水 防 工 法 一 覧 表

原 因	工 法	工法の概要	利用箇所 河 川	おもに使用する資材		備 考
				古 来	現 在	
越 水	積 み 土 俵 工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる	一級河川	土俵、くい、竹ぐい	土のう、防水シート、鉄筋棒	応急かさ上げ工
	せ き 板 工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川 〔土のうの 入手困難〕	くい、板、くぎ	鋼製支柱、軽量鋼板	応急かさ上げ工
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	竹あみ蛇かご、玉石、むしろ	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	応急かさ上げ工
	水 マ ッ ト 工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 〔土のう・ 板など 入手困難〕	—	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	応急かさ上げ工
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の囲い箇所	むしろ、半割竹、土俵	—	応急越流提工
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 〔むしろ、 竹の入手 困難〕	—	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	応急越流提工
漏 水	裏 対 策	釜 段 工 〔釜築き、 釜止め〕	一般河川	土俵、むしろ、木くいまたは竹ぐい、樋	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ	漏水緩和工
		水 マ ッ ト 式 釜 段 工	都市周辺河川 〔土砂、土のう の入手 困難〕	—	既製水のうポンプ、鉄パイプ	漏水緩和工
		鉄 板 式 釜 段 工 (簡易釜段工)	都市周辺河川 〔土砂、土のう の入手 困難〕	—	鉄板、土のうパイプ、鉄パイプぐい	漏水緩和工
		月 の 輪 工	一般河川	土俵、むしろ、くい、樋、竹ぐい	土のう防水シート、パイプ、鉄筋棒	漏水緩和工
		水 マ ッ ト 月 の 輪 工	都市周辺河川 〔土砂、土のう の入手 困難〕	—	既製水のう、くい、土のうビニロンパイプ	漏水緩和工

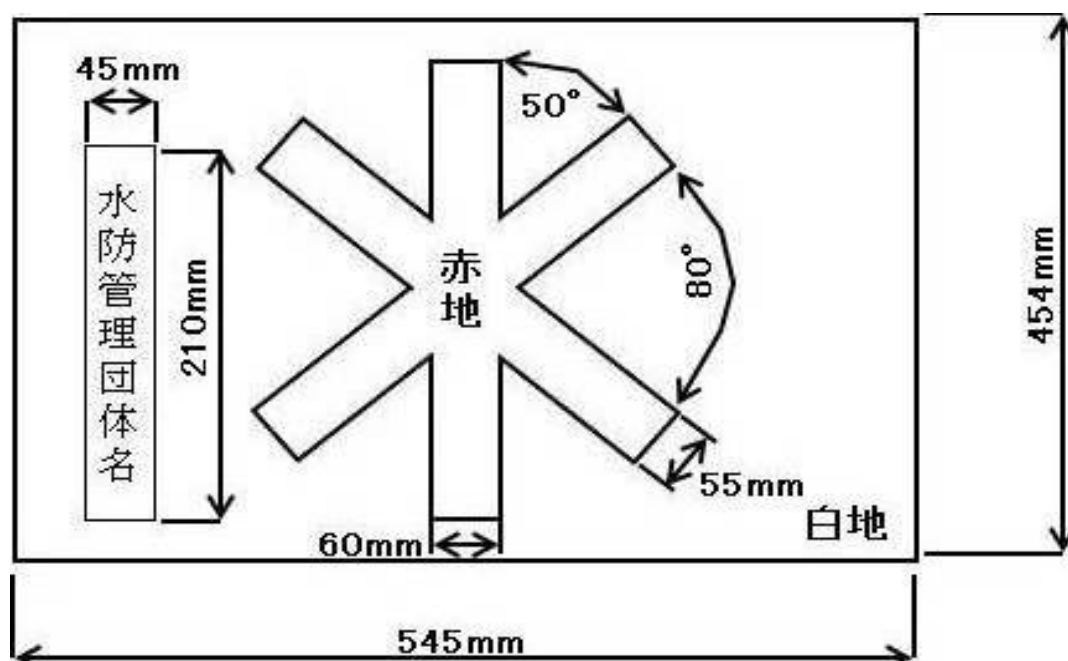
原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所 河 川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
漏水	川裏対策	た る 伏 せ 工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一級河川	たる、むしろ土俵	たる、防水シート、土のう	漏 水 緩 和 工
		導 水 む し ろ 張 り 工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 〔漏水少ない箇所〕	むしろ、丸太竹	防水シート、丸太、竹	漏 水 緩 和 工
	川表対策	詰 め 土 俵 工	川表のり面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川 〔構造物のあるところ、水深の浅い部分〕	土俵、むしろく、竹ぐい	土のう、木ぐい、竹ぐい	漏 水 止 め 工
		む し ろ 張 り 工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 〔水深の浅い所〕	むしろ、竹、土俵、竹ピン	—	漏 水 止 め 工
		継ぎむしろ張工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 〔漏水面の広い所〕	むしろ、なわく、ロープ竹、土俵	—	漏 水 止 め 工 表のり決壊防止
		シ ー ト 張 り 工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 〔むしろが入手困難〕	—	防水シート、鉄パイプ、く、ロープ、土のう	漏 水 止 め 工
		た た み 張 り 工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 〔水深の浅い所〕	古たたみ、く、い、なわ、土俵、鉄線	土俵の代わりに土のう	漏 水 止 め 工
	洗掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	漏水防止と同じ	洗 掘 防 止
		木 流 し 工 (竹 流 し 工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、(青竹)、土俵、なわ、鉄線、く、い	立木、土のう、ロープ鉄線、く、い	洗 掘 防 止
		立 て か ご 工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	竹蛇かご、詰め石、く、い、鉄線	鉄線蛇かご、詰め石、く、い、鉄線	洗 掘 防 止
		捨 て 土 の う 工 捨 て 石 工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土俵、石俵石	土のう、石異形コンクリートブロック	洗 掘 防 止 断 面 確 保

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所 河 川	おもに使用する資材		備 考
				古 来	現 在	
洗掘	竹 網 流 し 工	竹を格子形に結束し土俵をつけて、のり面を被覆する	緩急河川	竹、くい、なわ、土俵	竹、くい、ロープ、土のう	洗 掘 防 止
決壊	わ く 入 れ 工	深掘れ箇所に川倉牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、蛇かご	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	洗 掘 防 止
	築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土俵、くぎ	くい、割竹、板、土のう、くぎ	断 面 確 保
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、わら、かや、土俵	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	洗 掘 防 止
き裂	天端	折 り 返 し 工	粘土質堤防	竹、土俵、なわ	竹、土のう、ロープ	き 裂 防 止
		打 ち 継 ぎ 工	砂質堤防	くい、鉄線	くい、鉄線	き 裂 防 止
	天端～裏のり	控 え 取 り 工	粘土質堤防	竹、土俵、なわ	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線	き 裂 防 止
		継 ぎ 縫 い 工	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土俵	くい、竹、鉄線、土のう	き 裂 防 止
		ネ ッ ト 張 り 土 俵 防 止 工	石質堤防	—	くい、金網、鉄線、土のう	き 裂 防 止
裏のり崩落	き裂	五 徳 縫 い 工	粘土質堤防	竹、なわ、鉄線、土俵	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	き 裂 防 止
		五 徳 縫 い 工 (くい打ち)	粘土質堤防	—	くい、ロープ、土のう丸太	き 裂 防 止

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所 河 川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
裏 の り 崩 落	き 裂	竹 さ し 工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	竹、土のう	滑 動 防 止
		力 ぐ い 打 ち 工	裏のり先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土俵	くい、土のう	すべり面に沿い滑動するとき
		か ご 止 め 工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土俵	くい、竹、鉄線、土のう	滑 動 防 止
	崩 落	立 て か ご 工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	竹網蛇かご、詰め石、くいそだ	鉄線蛇かご、詰め石、くいそだ	裏 の り 補 強
		く い 打 ち 積 み 土 俵 工	裏のり面にくいを打ち並べ、中詰めに土俵を入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土俵	くい、布木、鉄線、土のう	裏 の り 補 強
		土 の う 羽 口 工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂土俵	竹ぐい、土砂土のう	裏 の り 補 強
		つ な ぎ く い 打 ち 工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる	一般堤防	くい、土俵、布木、鉄線、土砂	くい、土のう布木、鉄線、土砂	裏 の り 補 強
		さ く か き 詰 め 土 俵 工	つなぎくい打ちとほぼ同じさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土俵	くい、竹、そだ、鉄線、土のう	裏 の り 補 強
		築 き ま わ し 工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土俵を入れる	一般堤防	くい、さく材布木、土俵	くい、さく材布木、土のう	裏 の り 補 強
	そ の 他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	長尺竹、とび口	水 位 低 下
		水 防 対 策 車	現地対策本部の設置	一般河川	—	指揮車、無線車	機動性の発揮

水 防 標 識

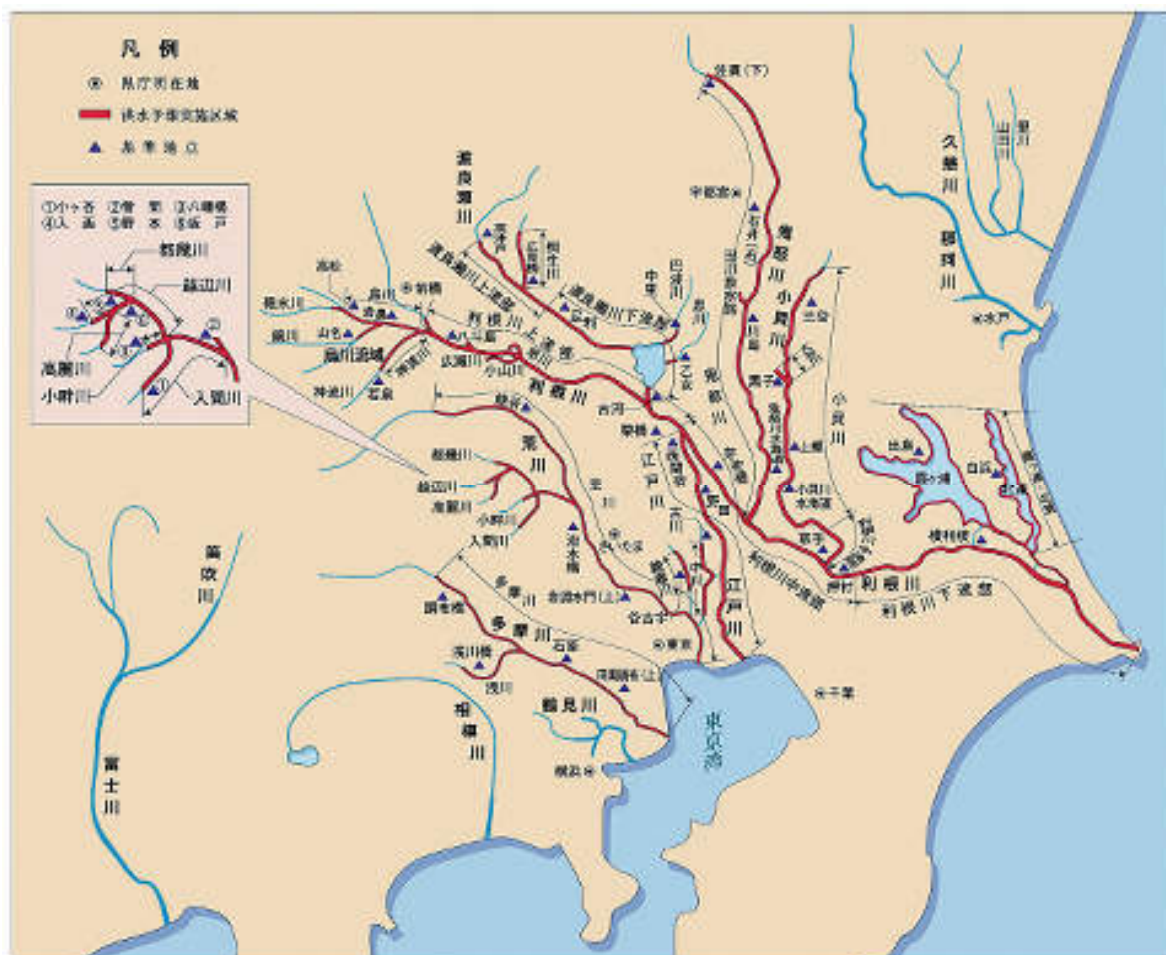
水防法第18条による水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



※寸法は標準となるものであり、用途に応じ適宜変更しても差し支えない

資料7

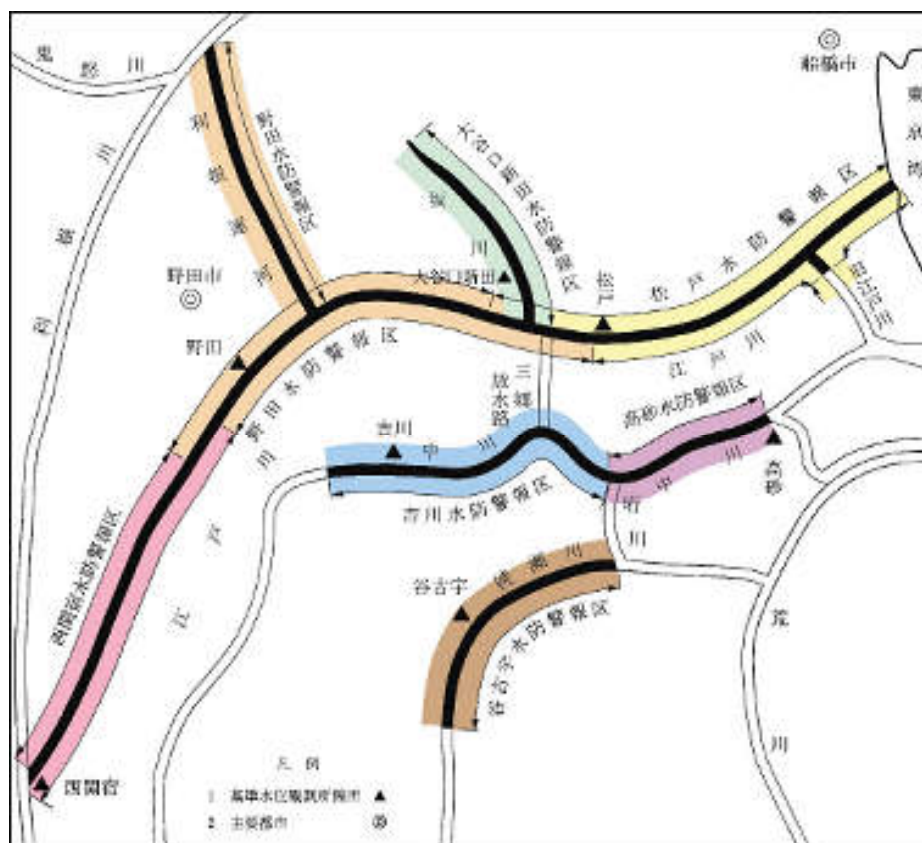
洪水予報 実施区域図



利根川水系洪水予報実施区域及び基準地点

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報基準観測所	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	河川位置	所在地
利根川上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市珠町字小泉 1555 番地先から 城原猿島郡荒字北野 1920 番地先まで	やったしま 八斗島	1.90	3.10	4.10	5.20	左岸河口から 181.5km 下 46m	群馬県伊勢崎市 八斗島町
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで	くり 栗橋	5.00	7.60	9.20	11.00	右岸河口から 130.5km 下 100m	埼玉県久喜市 栗橋
利根川中流部	利根川	左岸 茨城県猿島郡神田町字北野 1920 番地先から 茨城県北相馬郡利根町東奥山新田 21 番 4 地先まで (氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその 水深を示す場合には、茨城県坂東市法師戸字秣場 660 番 10 地先まで)	めぶきばし 芽吹橋	5.00	6.90	7.40	9.00	右岸河口から 104.0km 上 116.3m	千葉県野田市 目吹
		右岸 江戸川分派点から 千葉県印西市大字平岡字上流作 283 番 2 地先まで (氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその 水深を示す場合には、千葉県野田市三ツ堀字殿山 1580 番 7 地先まで)	とり 取手	5.40	6.90	7.40	9.40	左岸河口から 85km 上 300m	茨城県取手市 新町
			おし 押付	5.75	7.10	7.80	10.20	左岸河口から 78.5km	茨城県北相馬郡 利根町神付新田
江戸川	江戸川	左岸 利根川からの分派点から 海(旧川を除く)まで	にしせきやど 西関宿	6.10	8.10	8.90	11.10	右岸河口から 58.0km 上 410m	埼玉県幸手市 西関宿
		右岸 利根川からの分派点から 海(旧川を除く)まで	の 野田	6.30	8.50	9.10	11.30	左岸河口から 39.0km 上 26m	千葉県野田市 中野台
中川中川	中川	左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 の 1 地先から 東京都葛飾区高砂 2 丁目 55 の 3 地先まで 右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 の 1 地先 から 東京都葛飾区青戸 2 丁目 623 の 1 地先まで	よし 吉川	3.60	4.30	4.70	5.20	左岸河口から 30.5km 上 135m	埼玉県吉川市 平沼
綾瀬川 (谷古字区間)	綾瀬川	左岸 埼玉県越谷市大字蒲生字西浦 3793 の 3 地先から 東京都足立区神明 1 丁目 30 の 1 地先まで 右岸 埼玉県草加市金明町字中取出し 1362 の 7 地先から 東京都足立区南花畑 3 丁目 23 の 1 地先まで	や 谷古字	3.00	3.10	3.50	3.90	左岸中川 合流点から 14.0km 上 400m	埼玉県草加市 松江

水防警報区域図

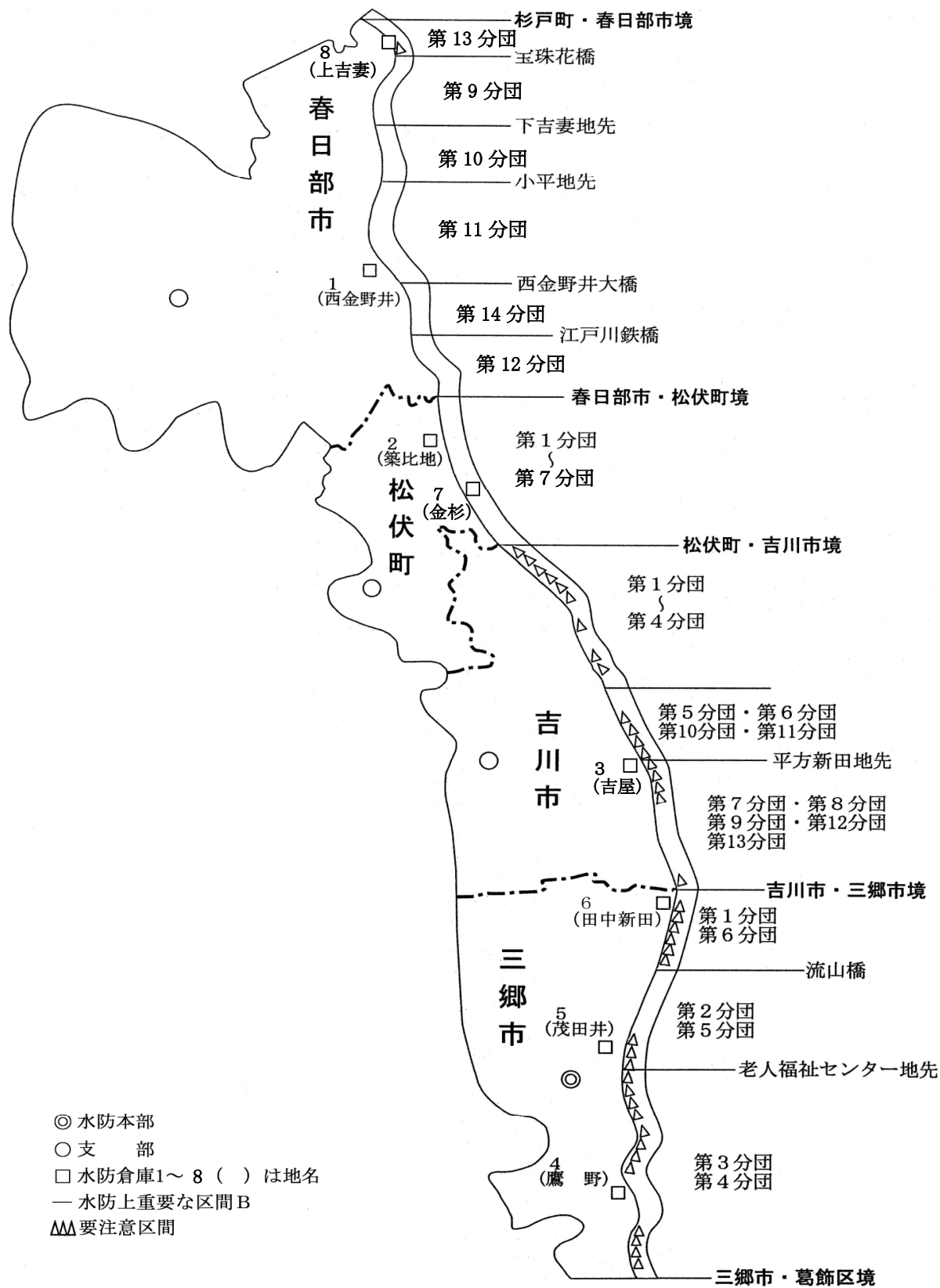


・基準水位観測所及び水防警報区

水系	河川	水防警戒区		基準水位観測所								
		左 岸	右 岸	名称	零点高 (m)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画高 水位 (m)	河川位置	所在地
利根川	江戸川	自:幹川分派点 至:千葉県野田市岡田1084地先	自:幹川分派点 至:埼玉県春日部市新宿新田100番の1地先	西関宿	YP.+8.50	4.50	6.10	8.10	8.90	9.121	右岸河口 から58km 上410m	埼玉県幸手 市西関宿
	江戸川	自:千葉県野田市東金野井410番の1地先 至:千葉県海臼1市八番72地先	自:埼玉県北葛飾郡松伏町築比地2539番の1地先 至:埼玉県三郷市高州四丁目49地先	野田	YP.+3.50	4.60	6.30	8.50	9.10	9.341	左岸河口 から30km 上26m	千葉県野田 市中野台
	利根重河	自:幹川分派点 至:江戸川合流点	自:幹川分派点 至:江戸川合流点									
	江戸川	自:千葉県松戸市七エ門新田214番の1地先 至:海	自:東京都葛飾区東金町8丁目4927番の1地先 至:海	松戸	YP.+0.00	4.00	5.70	-	-	8.129	左岸河口 から19.5km 上80m	千葉県松戸 市松戸
	旧江戸川	自:江戸川分派点 至:東京都江戸川区東葛飾一丁目の標杭	自:江戸川分派点 至:東京都江戸川区東葛飾一丁目39番22地先									
	坂川放水路	自:坂川分派点 至:江戸川合流点	自:坂川分派点 至:江戸川合流点	大谷口 新田	YP.+0.00	2.70	3.20	3.40	3.80	4.198	右岸河口 から1.5km 上300m	千葉県松戸 市新松戸
	坂川	自:千葉県海臼山野々下二丁目633番の6地先 至:千葉県松戸市新松戸六丁目408地先	自:千葉県海臼山野々下二丁目633番の6地先 至:千葉県松戸市小金字金切1169番の4地先									
	北千葉導水路	自:千葉県海臼山野々下二丁目623番の1地先 至:坂川合流点	自:千葉県海臼山野々下二丁目621番の1地先 至:坂川合流点									
	中川	自:埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳境内 下1647番の1地先 至:大場川合流点	自:埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 307番の1地先 至:堀川合流点	吉川	AP.+0.00	3.30	3.60	4.30	4.70	4.750	左岸河口 から30.5km 上135m	埼玉県吉川 市平沼
	中川	自:大場川合流点 至:東京都葛飾区高砂二丁目55番の3地先	自:堀川合流点 至:東京都葛飾区青戸二丁目623番の1地先	高砂	AP.+0.00	2.50	2.70	-	-	3.410	右岸河口 から12.5km 上30m	東京都葛飾 区青戸
綾瀬川	自:埼玉県越谷市大字蒲生字西浦793番の3地先 至:東京都足立区神明一丁目30番の1地先	自:埼玉県草加市金明町字中取出し1362番の7地先 至:東京都足立区南花畑三丁目23番の1地先	谷古字	AP.+0.00	2.80	3.00	3.10	3.50	4.102	左岸中川 合流点から 14.0k上400m	埼玉県草加 市花江	

資料9

江戸川水防事務組合区間図



水 防 法

(昭和二十四年六月四日 法律第百九十三号)

最終改正：令和五年五月三十一日 法律第三十七号

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 水防組織(第三条―第八条)
- 第三章 水防活動(第九条―第三十二条の三)
- 第四章 指定水防管理団体(第三十三条―第三十五条)
- 第五章 水防協力団体(第三十六条―第四十条)
- 第六章 費用の負担及び補助(第四十一条―第四十四条)
- 第七章 雑則(第四十五条―第五十一条)
- 第八章 罰則(第五十二条―第五十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体

（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていゝる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提

供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められ

るときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮

のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の

排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交

通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街

等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様

とする。

- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定によ

り水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若

しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模

氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそ

れがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、

又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通

信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用

は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(附則 省略)

江戸川水防事務組合		
水	防	計

	昭和56年	8月31日
修正	昭和58年	2月7日
修正	昭和59年	9月1日
修正	昭和60年	7月15日
修正	昭和61年	7月21日
修正	昭和62年	7月1日
修正	昭和63年	6月14日
修正	平成元年	6月20日
修正	平成2年	7月6日
修正	平成3年	7月10日
修正	平成4年	9月1日
修正	平成5年	6月1日
修正	平成6年	6月15日
修正	平成7年	7月18日
修正	平成8年	8月5日
修正	平成9年	7月22日
修正	平成10年	6月19日
修正	平成11年	9月16日
修正	平成12年	10月26日
修正	平成13年	8月1日
修正	平成14年	7月29日
修正	平成15年	8月19日
修正	平成16年	7月26日
修正	平成17年	8月10日
修正	平成18年	8月28日
修正	平成19年	8月2日
修正	平成20年	8月19日
修正	平成21年	8月11日
修正	平成22年	8月9日
修正	平成23年	7月27日
修正	平成24年	7月12日
修正	平成25年	7月2日
修正	平成26年	7月2日
修正	平成27年	7月6日
修正	平成28年	7月7日
修正	平成29年	7月10日
修正	平成30年	7月18日
修正	令和元年	7月3日
修正	令和2年	8月17日
修正	令和3年	8月18日
修正	令和4年	7月12日
修正	令和5年	7月11日
修正	令和6年	8月20日
修正	令和7年	8月19日
修正	令和8年	8月10日
事務局	埼玉県三郷市危機管理防災課	